### HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	保育・保育労働をめぐる問題( )
著者	川村, 雅則; KAWAMURA, Masanori
引用	北海学園大学学園論集(163): 53-89
発行日	2015-03-25

#### 保育・保育労働をめぐる問題(III)

#### 川 村 雅 則

#### I. はじめに

本稿は、札幌市内の民間学童保育施設で働 く指導員の雇用・労働条件(以下,雇用)に 関する調査結果である。

全国学童保育連絡協議会(以下,全国連協)によれば、学童保育の役割とは、共働き・一人親家庭の子どもたちの放課後と学校休業日の生活を守ること、もって、親の働く権利と家族の生活を守ること、とされている¹。

さて、「子ども・子育て支援新制度」が2015年4月から本格的に実施される。とりわけ学童保育では、自治体の役割が重要になる<sup>2</sup>。そこで、よりよい学童保育実践を目指す上でも、指導員の雇用実態の把握が一層重要になると考え、調査を行った。問題意識について順を追って説明する。

女性の就労・活躍促進という観点から、保 育制度に関心が集まっている。

放課後対策事業の主要な柱である学童保育 (放課後児童クラブ)もその一つである。2014 年6月に閣議決定された政府の成長戦略には、「女性の活躍」推進策として、学童保育の定員を5年間で30万人増やすという目標が掲げられた。

もっとも,就学前の子育て制度に保育所が 位置づけられてきたのに対して,就学後の子 育ては,基本的には家庭の責任とされ,国の 放課後対策は遅れた。児童福祉法の改正に よって,学童保育が同法に位置付けられたの は1997年のことである。しかもその後も,国 と自治体の公的責任があいまい,学童保育の 最低基準が定められていない,財政措置が不 十分であるという問題が解消されずにきた。

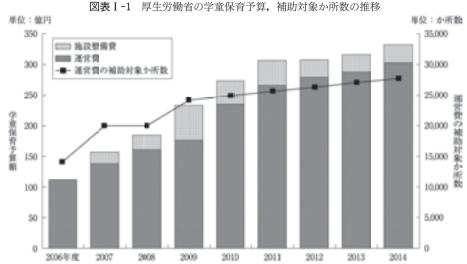
そのため、第一に、学童保育の量的不足と いう問題が生じている。

全国連協の調べ(2014年5月1日現在)<sup>3</sup> によれば,全国の学童保育数は2万2,096か所,入所児童数は93万3,535人で,学童保育数も入所児童数もともに増加したものの,それでもなお待機児童数は(把握できた分だけで)9,115人にのぼり,さらに,母親の就労状況と学童保育入所者数から試算した「潜在的な待機児童数」は,約40万人と推定されている。

<sup>1</sup> 全国連協 (2013) p8より。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 学童保育の新制度の内容については,保育行財 政研究会 (2014) や全国保育団体連絡会・保育研 究所 (2014) など参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 全国連協「2014年5月1日現在の学童保育の実施状況調査結果」2014年7月28日発表資料。



注:法制化施行時の1998年度予算総額は46.5億円であり、16年間で約7倍近く増えている。

資料:厚生労働省資料より作成。

出所:注を含め,全国保育団体連絡会・保育研究所(2014)p110より。

第二に質的な問題があげられる。指導員の配置基準や公的な資格制度のほか,児童の定員数あるいは施設の面積などの最低基準も設けられてこなかったため,施設の大規模化が進んだ。学童保育の質や,本稿のテーマである,指導員の労働条件をめぐる問題<sup>4</sup> は,政策的には軽視されてきたといえよう。

こうした状況に,変化がみられる。

この間,関連予算は増加し(図表 I-1),指導員の処遇改善も一定程度図られつつある。また,先述の「子ども・子育て支援新制度」に学童保育が位置付けられ,児童福祉法など制度の改定も進んでいる。

具体的には(図表 I-2, I-3), 学童保育が 市町村事業として位置づけられ, 市町村の果 たすべき役割が大きくなった。すなわち, 学 童保育の整備を含む地域計画の策定が市町村に義務づけられ、かつ、子育て支援の推進にあたる「子ども・子育て会議」の設置が奨励されている(努力義務)。また、学童保育に関する最低基準──厚生労働省による設備及び運営基準(新運営基準)5が設けられたのも注目されるべき点である(ここでも、国の基準に従い条例で基準を定めることになった点で、市町村の役割は大きい)。

とはいえ、今回の保育政策全体の見直しの 方向性、すなわち、市場化・営利化の促進の 中で、学童保育事業の今後の見通しはなお不 透明である<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 指導員の労働条件は全国連協による 2012 年調 査を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 厚生労働省「放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準」(2014 年 4 月 30 日厚生労働 省令第 63 号) http://law.e-gov.go.jp/announce/ H26F19001000063.html

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 保育政策の変化をめぐる問題点については、伊藤(2013)などを参考。

#### 図表 I-2 「子ども・子育て支援法」の学童保育に関係する事項

- ① 学童保育を市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」(市町村事業)として位置付けた。
- ② 学童保育の整備計画を含む「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定を市町村に義務づけた。
- ③ 学童保育への補助金は、市町村の「地域子ども・子育て支援事業計画」に基づいて支出される交付金として 出される。
- ④ 財源となる交付金は、国から市町村への直接補助となり、都道府県は予算の範囲内で補助する仕組みとなる。
- ⑤ 国に「子ども・子育て会議」を設置し、子育て支援に関わる重要事項を検討する。あわせて都道府県と市町村にも同じような「地方版子ども・子育て会議」を設置し(努力義務)、子育て支援を推進する。
- ⑥ 法律の附則に「指導員の処遇の改善,人材確保の方策を検討」が盛り込まれた。

注:全国連協によるまとめ。

出所:全国保育団体連絡会・保育研究所(2014) p 112 より。

#### 図表 I-3 児童福祉法の改定による学童保育に関わる事項

- ① 対象児童を6年生までの「小学生」に引き上げる。
- ② 国や都道府県・市町村以外が学童保育を実施する場合には市町村に届け出る必要がある。
- ③ 国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定める。「指導員の 資格」と「配置基準」は国が決めた基準に従って市町村の基準を定める(最低基準とする)。それ以外の基準(開 設日・開設時間・施設の基準など)は、国の基準を参酌(参考にする)して基準を定める。ただし、「基準は、 児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」。
- ④ 市町村長は、条例で決めた基準の維持のために実施者に報告を求め、検査などを行う。
- ⑤ 市町村は、余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図る。
- (6) 市町村は、保護者が必要な利用ができるように情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整などを行う。

出所:注を含め図表 I-2 に同じ。

例えば、自治体の役割が強調されているものの、一方で自治体への「丸投げ」感もある。 実際、先にふれた、国の新運営基準の内容についても、そもそも現状追認的であって、市町村の多くもそれにならう(独自で条件設定をする自治体は少ない)ことが予想されている。コスト面が優先されて、「全児童対策事業」との一体化(学童保育の廃止)が進められている自治体もある。

また,学童保育に対する補助も(図表 I-4), 改善はみられるとはいえ,例えば児童数 40人 の施設運営(250日開設)が年間340万円程度 の補助で可能とみなされるなど,運営実態と は大きくかい離した水準である。本稿テーマ との関わりでいえば,図表 I-5 のとおり,指 導員の賃金水準が日額6千円台と非常に低い 金額で試算されていることに問題がある。

こうした,学童保育に関する現状を把握し, 国の制度政策や地域の事業計画・条例に反映 させていくことが関係者に求められているの ではないか<sup>7</sup>。

以上が調査を実施した問題意識である。

<sup>7</sup> もちろん,個々の施設(労使関係)内でも,労働条件に改善の余地はあると思われる。保護者と指導員による共同運営という民間学童保育の特長は,他方で,使用者の役割をあいまいにし,労働条件の整備あるいは労使関係の構築という点でマイナスに作用している面もある,という現場からの声も,本調査の問題意識にあった。

#### 北海学園大学学園論集 第163号 (2015年3月)

図表 I-4 2014 年度の放課後児童健全育成事業(運営費補助)の基準額(補助単価)

		250日(基準開設日数)開設/年額	参考:開設日数 290 日の場合/年額				
児童数	10~19人	1,217,000 円	1,777,000 円				
区分	20~35 人	2,137,000 円	2,697,000 円				
	36~45 人	3,427,000 円	3,987,000 円				
	46~55 人	3,257,000 円	3,817,000円				
	56~70人	3,087,000 円	3,647,000 円				
	71 人以上	2,917,000 円	3,477,000 円				
開設日数加算	開設日数加算	原則として1日8時間以上開設する場合 1日14,000円×251日~300日までの250日を超える日数 例)年間開設日数が290日の場合 40日×14,000円=560,000円 1日6時間を超え,かつ18時を越えて開設する場合 1時間単価278,000円×「1日6時間を超え,かつ18時を越えるF の年間平均時間数					
長時間 加算	平日分						
	長期休暇等分	1日8時間を超えて開設する場合 1時間単価 125,000 円×「1日8時	間を超える時間」の年間平均時間数				
特例分	開設日数 200~249 日	年間平均児童数 20 人以上 年額 2,10 長時間開設加算 年額 278,000 円	01,000円				
市町村分	The state of the s						
都道府 県等分	道府 放課後児童指導員等 都道府県・指定都市・中核市 1か所当たり 870,000 円						

注:補助率は3分の1で,補助単価額を国・都道府県・市町村が各3分の1ずつ負担。ただし,政令市・中核市は3分の2で,都道府県の負担はない。

資料:全国厚生労働部局長会議資料をもとに全国連協事務局が作成。

出所:全国連協 (2014) p 38 より。

図表 [-5] 国庫補助基準の設定(内訳)

四代13 国産品の金年の政定(下述)								
		2012 年度	2013 年度(案)					
合計		約 638 万	約 672 万					
	うち人件費相当	約 493 万 ・賃金:約 394 万 3人×6,570 円×200 日×6/8 時間 3人×6,570 円×50 日 ・長期対応分:約 99 万	約524万 ・賃金:約400万 3人×6,670円×200日×6/8時間 3人×6,670円×50日 ・長期対応分:約100万 ・研修代替分:約24万					
	うち物件 費相当	約 145 万	約 147 万					
国庫補助基準額		319.1万円	336.0万円					

注:児童数 40 人規模の場合。 出所:全国連協(2014)p 48 より。

図表II-1 児童クラブと民間児童育成会

児童クラブ	民間児童育成会
対象:小学生で、放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な指導・援助が受けられない児童	対象(登録児童):小学生 で、放課後帰宅しても保護 者が就労などにより不在の ため、適切な保護指導が受 けられない児童
運営方法:クラブ児童への 一定の配慮をしつつ,一般 来館児童や異年齢の集団生 活を通して互いに交流し合 うよう指導する。	実施方法:札幌市が,留守 家庭児童の健全育成事業を 行うことを目的として設立 された札幌市児童育成会運 営委員会に補助金を交付 し,札幌市児童育成会運営 委員会が各民間児童育成会 に対し助成等を行ってい る。
開設場所(2014年4月現本): 旧金合約101第 5 7	助成か所数(2014年4月現在):46か所(東中の民家
在):児童会館 101 館, ミニ 児童会館 86 館	在):46 か所(市内の民家 等で開設)

出所:札幌市子ども未来局(2014) p 31, 32 より。

#### II. 調査の概要

札幌市の放課後児童健全育成事業には、現在2つの形態がある(図表II-1)%。1つは、児童会館及び学校内の空き教室で実施されている児童会館児童クラブ及びミニ児童会館児童クラブで、同事業は、指定管理者制度で運営されている%。

いま1つは、今回調査対象となった民間児 童育成会(民間学童保育)で、一定の条件(図 表II-2)を満たして市に登録した児童育成会 には、助成金が支給される。2014年4月現在 で助成金対象施設は46か所ある<sup>10</sup>。

さて、今回の調査の主たる目的は、民間の 学童保育で働く指導員の雇用の実態を明らか

**図表II-2** 民間児童育成会の助成要件(2014年4月 現在)

· - ·	LL./
登録児童数	10人以上(ただし,2年以上継続して開設している児童育成会にあっては,当該年度の5月以降に登録児童数が10人未満となった場合,当該年度については年度内運営支援費を支給している。)
指導員の配置	児童数や運営内容などに応じて配置。
指導内容	入会児童の望ましい交遊関係を育てると ともに,心身ともに健やかに育成するよ う適正な遊びや生活の指導を行う。
指導日	地域の実情等を考慮し,原則として年間 250 日程度開所する。
指導時間	平日は1日平均3時間以上,長期休暇期間などの学校休業日は原則として1日8時間以上。
運営主体	5人の委員からなる育成委員会(その地域の児童育成関係者2人以上を含む。)により運営。
指導場所	継続的に,一定期間にわたって確保され 使用できる場所。

出所:札幌市子ども未来局 (2014) p 32, 33 より。

にすることである。調査にあたっては、札幌 市学童保育連絡協議会(以下、市連協)の協 力を得た。市連協には調査実施時点で32か所 の学童が加盟している。

調査方法は、アンケート調査票による調査である。学童保育の運営者(主に父母会)と指導員それぞれに調査票を配布した。以下では、前者を「運営者調査」、後者を「指導員調査」と呼ぶ。なお、有償ボランティアは本調査の対象には含まれない。

調査票の配布部数は,運営者調査では 48 部 (助成金対象施設全てと,市連協に加盟する助 成金対象外施設 2 か所),指導員調査では 146 部である。

調査票の配布作業は,2014年7月初旬から 8月中旬にかけて市連協ルートで行い,回収 は,返信用封筒を用いて直接行った。

調査の内容は次のとおりである(詳細は資料を参照)。(1)運営者調査では、施設の概要、開設時間、指導員の雇用や労務管理及び事業

<sup>8</sup> 札幌市子ども未来局(2014)を参照。

<sup>9</sup> 筆者は,指定管理者制度下の雇用に焦点をあて て児童会館で調査を過去に行っている。川村 (2013)を参照。

<sup>10</sup> なお札幌市が「子ども・子育て会議」で配布した資料によれば、2013年4月末現在の民間児童育成会の指導員数は183人で、そのうち常勤者は71人となっている(当時の施設数は48か所)。

運営に関する状況などである。(2)指導員調査では、性別や年齢など属性、雇用に関すること、働き方や賃金に関すること、職場の状況や仕事上の負担、労働条件に対する満足度及び悩みなど、である。

以下を資料として本稿に添付する。

資料 I-1 調査結果一覧表(運営者調査)

資料 I-2 調査結果一覧表(指導員調査)

資料II-1 調査票(運営者調査)

資料II-2 調査票(指導員調査)

ところで、次のことに留意されたい。第一 に、本調査の規模は小さく、回答数も少ない。 とくに指導員調査では、クロス集計の結果に も適宜ふれるが、群当たりの回答者数は少な い。

第二に、あらかじめいえば、本調査(指導 員調査)の回答者には勤続年数の長い者が多 かった<sup>11</sup>(原則として、調査票は対象施設の指 導員全員に配付されている)。

第三に,無回答は除いて計算している。よって各設問の母数は必ずしも一致しない。

#### III. 調査結果

運営者調査では17施設から回答があり (「父母会」運営が14ヶ所で、「その他」の運営が3ヶ所)、指導員調査では76人から回答があった。

まず1では、指導員の雇用の特徴などをみ

ていく。

### 非正規が中心の雇用 ── 回答施設の概要 よ,指導員の雇用の特徴など

1) 在籍児童と指導員の雇用(運営者調査) 運営者調査によれば,第一に在籍児童数は (図表III 1-1),17施設で合計532人で,学年 ごとでは「1,2年生」が最も多い。1施設 当たりの児童数(平均値)は31.3人で,最も 少ない施設では8人,最大で68人である。

第二に指導員の雇用人数は(図表III 1-2), 17 施設全体で67人で,1 施設の平均は3.9 人である(実際の学童の現場では,ボランティ アなどがここに加わる)。

これを(b)性別にみると,女性が52人で全体の8割弱を占める。(c)年齢は,「20歳代」「30歳代」で半数を超える一方で,「50歳以上」も全体の3割を占めている。

さて、学童保育の雇用の特徴は、非正規雇用割合の高さである<sup>12</sup>。同図表の(d)雇用形態別の指導員数をみると、正職員が全体の3分の1にとどまり、パートタイマー型の非正規が半数を占めている(しかも後でみるとおり、正職員の概念は、一般のそれとは必ずしもイコールではない)<sup>13</sup>。正職員がいない施設もあ

<sup>11</sup> 全国連協の 2007 年調査では,「父母会運営」の施設で働く指導員の経験「5年目」以上は 33.7%で, 2012 年調査では,「民間運営」施設で働く「5年目」以上は 45.7%である。それに対して,本調査(指導員調査)では,(回答選択肢の表現がやや異なるが)5年以上が 66.2%である(現在の施設での勤続に限っても 56.0%)。

<sup>12</sup> 全国連協の調査では,民間運営の施設では,正 規が1万7,200人,非正規が3万1,000人となっ ている。

<sup>13</sup> さしあたり本調査(運営者調査)では,(1)「正規の指導員とは,雇用期間に定めのない正規雇用の指導員」,(2)「フルタイム型非正規指導員とは,有期雇用契約を結び,正規の指導員と同じ(ほぼ同じ)勤務時間の指導員」,(3)「パートタイム型非正規指導員とは,有期雇用契約を結び,労働時間が短い指導員。いわゆるパートタイマーやアルバイトなど」という説明をつけた。

図表Ⅲ 1-1 回答施設における在籍児童数

n = 17

单位:人,%

		児童数 全体	1,2年生	3, 4年生	5,6年生
全回答施設の台	全回答施設の合計人数		223	185	124
			41.9	34.8	23.3
1施設当たり	平均值	31.3	13.1	10.9	7.3
の人数	標準偏差	14.8	9.4	6.0	3.1
	最小值	8	2	2	2
	最大値	68	36	21	13

注:運営者調査における「n=」は施設数(以下,同様)。

図表Ⅲ 1-2 回答施設における指導員数

n = 17												単位	:人,%
		(a)指導員	(b)	生別		(c)年	齢別		(d)雇用形態別			(e)保険加入別	
		全体	男性	女性	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50歳 以上	正職員	フル タイム 型	パート タイム 型	雇用 保険 加入	社会 保険 加入
	を設の合計	67	15	52	20	17	9	21	23	9	35	36	24
人数		100.0	22.4	77.6	29.9	25.4	13.4	31.3	34.3	13.4	52.2	53.7	35.8
1施設	平均値	3.9	0.9	3.1	1.2	1.0	0.5	1.2	1.4	0.5	2.1	2.1	1.4
当たり	標準偏差	1.4	0.8	1.5	1.2	1.0	0.6	1.4	1.0	0.9	1.4	1.6	0.9
の人数	最小値	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	最大値	7	2	6	4	3	2	5	4	3	5	5	5

注:表中の「フルタイム型」と「パートタイム型」はともに非正規雇用(以下,同様)。

る。

また,(e)雇用保険に加入しているのは67人 中36人,労使折半の社会保険に加入している のは67人中24人にとどまる。

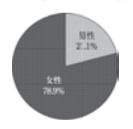
#### 2) 指導員の属性, 雇用の特徴など(指導 員調査)

次に,指導員調査における回答者76人の属 性をみていこう。

第一に性は(図表Ⅲ 1-3), 男性が16人で女 性が60人である。第二に年齢は(図表Ⅲ 1-4), 40歳未満からの回答が半数に及ぶ。

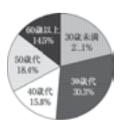
第三に経験年数は(図表Ⅲ1-5),現在の施 設での勤続年数が5年以上に及ぶ者が全体の 56.0%を占める。これに他の施設での経験も 含むと、経験5年以上は全体の3分の2を占

図表Ⅲ 1-3 男女別にみた回答者数



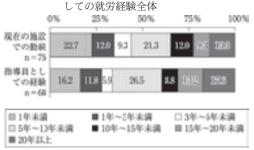
注:指導員調査における「n=」は指導員数(以下,同 様)。

図表III 1-4 回答者の年齢

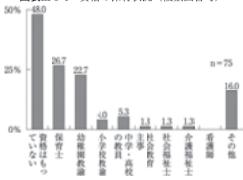


n = 76

図表Ⅲ 1-5 現在の施設での勤続年数及び指導員と



図表III 1-6 資格の保有状況(複数回答可)

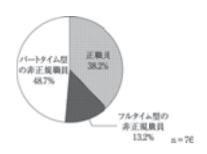


める。先述のとおり,本調査回答者には長期 勤続者が多い。

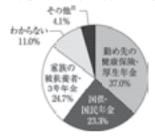
第四に指導員の資格の保有状況をみると(図表III 1-6),「資格はもっていない」のが全体の半数弱(48.0%)である。保有している資格では「保育士」「幼稚園教諭」が多い。なお、資格の保有状況は雇用形態で差が大きい(後述)。

さて、運営者調査でみたとおり、指導員には非正規雇用が多かった。指導員調査でも、正職員は回答者の4割にとどまる(図表III 1-7)<sup>14</sup>。パートタイム型の非正規が回答者の約半数を占める。

図表Ⅲ 1-7 雇用形態



図表III 1-8 社会保険の加入状況



n = 70

注:「その他」の内容は,加入していない,という回答。

また,雇用保険に「加入している」のは全体の 71.1%(残りは「加入していない」)で,社会保険の加入状況は(図表III 1-8),「勤め先の健康保険・厚生年金」が 4 割弱にとどまる。

以上の結果(の一部) について,雇用形態 別にまとめたのが図表Ⅲ 1-9 である(詳細は 資料 I を参照)。

どの雇用形態でも女性が多いことや、パートタイム型では、より若くて勤続年数の短い 指導員が相対的に多いことが特徴としてあげ られる。

保有している資格も、「正職員」では資格無しは2割に低下し、「保育士」「幼稚園教諭」が4割前後に及ぶ。逆にパートタイム型では、資格無しが6割強である。なお保険関係で、正職員でも、それぞれ約1割が加入していな

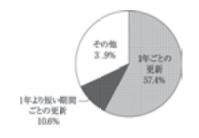
<sup>14</sup> しかも、後でみるとおり、正職員と回答した者 の中にも、雇用保険や社会保険に加入していない 者や、賃金の支払いを時間給と回答した者がいる。

図表Ⅲ 1-9 雇用形態別にみた指導員の特徴

			正職員	フルタイム 型	パートタイ ム型
		n=	29	10	37
性別	女性		75.9	80.0	81.1
		n=	29	10	37
年齢	30 歳未満		13.8	10.0	29.7
	30,40 歳代		48.3	50.0	43.2
	50 歳以上		37.9	40.0	27.0
		n=	29	10	36
勤続年数	5年以上計		82.8	70.0	30.6
		n=	29	10	36
資格の保有	資格はもっていない		20.7	70.0	63.9
状況(複数	保育士		37.9	30.0	16.7
回答可)	幼稚園教諭		41.4	20.0	8.3
		n=	29	10	37
雇用保険	加入している		89.7	80.0	54.1
		$_{\mathrm{n}}=$	28	10	35
社会保険	勤め先の健康 保険・厚生年金		89.3	20.0	0.0

注:結果の一部のみ掲載。詳細は資料を参照。

図表Ⅲ 1-10 1回の雇用契約期間



n = 47

図表Ⅲ 1-11 雇い止め不安

単位:%



n = 45

いと回答している。

では,非正規に限定して雇用の特徴をみて みよう。

### 3)「非正規雇用」指導員の特徴(指導員調査)

第一に、一回の雇用契約期間は(図表III 1-10)、「1年ごとの更新」が57.4%と多数である(パート型に限ると、全体の3分の2を占める)。「その他」が全体の3割と多かったが、その内容は不明である15。

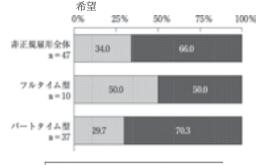
第二に, 雇い止めの不安を尋ねた。結果は,

予想に反して不安は低かった(図表III 1-11)。「非常に不安がある」に「不安がある」を足しても全体の4分の1を下回る。この間行ってきた他の非正規労働者調査とは異なる傾向である。

第三に、正職員への雇用転換を希望している者は、男性に限定すると半数を超えるものの、全体では、3分の1にとどまる(図表III 1-12)。

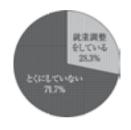
<sup>15 (1)</sup>無期雇用のケースか,(2)1年の契約だが,更 新手続きなどが厳格に採用されておらず,事実上, 無期雇用のケースなどが考えられる。

図表Ⅲ 1-12 雇用形態別にみた正職員への雇用転換



□ 希望している ■ とくに希望していない

図表III 1-13 就業調整の実施状況等



n = 46

なお第四に、扶養の要件を意識した就業調整は(図表Ⅲ 1-13)、「とくにしていない」が7割を占める。パートタイム型でも同様である。

- ・何年も前に学童の仕事を辞めて今回復帰。子どもと遊ぶことが楽しくて、今現在働くことが出来ていますが、賃金や学童の環境などあまり昔と変わらず。条例も変わりつつある中で、もっと働きやすい学童になって欲しいと思います。女性/30歳代
- ・運営のあやうい民間には限界があります。父母 負担(お金)の少ない助成金の仕組みが必要。 そして、各クラブごとになっている指導員の労 務管理などを担う仕組み(評価につながらない 労働状況のチェックとか)がないと、質の向上 になかなかつながらない。女性/40歳
- ・父母会が運営しているため、また、全員が短時間パートのため、責任の所在があいまい。子どもの安全、健康のための基盤づくりがまだまだ

これから。女性/40歳代

・学童の仕事は自分の成長にもつながるし、学びの多い仕事なので続けたいとは思うが、今の雇用ではどうしてもWワークをしなければならないし、時給が安いため、それでも生活苦になってしまうし、この先のことを考えると、続けられないと思ってしまう。保育士と同じく子どもと関わる仕事なのに、この差は何なのだろう、、、女性/20歳代

#### 2. 正職員を中心にみられる勤務負担 — 開 設時間, 働き方に関連することなど

2 では、指導員の働き方に関する結果をみていく。

「放課後対策」とはいうものの、とりわけ近年、学童保育は長時間化している (加算措置など施策の面でもそれが誘導されている)。また、土曜日や長期休暇時は終日の開設である。指導員の勤務負担はどうなっているだろうか。まず、施設の開設時間からみていこう。

#### 1) 開所·閉所時刻,開設時間(運営者調 香)

施設の開所時刻と閉所時刻(延長を含む)16 を,ふだんの平日,ふだんの土曜日,長期休暇時の3つにわけて尋ねた(以下,平日,土曜日,長期休暇時と略称。また前二者は平時と一括もする)。また,開所時刻から閉所時刻までを「開設時間(延長を含む)」とする。以上の結果を図表III 2-1 にまとめた。

<sup>16</sup> 閉所時刻について本調査では、通常時の閉所時刻と、延長時の閉所時刻とをわけて尋ねたが、前者の回答欄に後者を回答しているケースもあったので、ここでは、延長時の閉所時刻に統一した。よって開設時間(本文参照)も、開所時刻から延長を含む閉所時刻まで、となっている。

図表Ⅲ 2-1 平日/土曜日/長期休暇時別にみた,開所時刻及び閉所時刻 n=17 (100.0) 単位:施設,%

	,				, ,	Man 4) / 0
	開戸	時刻		閉所	時刻	
	11 時より前	2	11.8	19 時台	10	58.8
	11 時台	5	29.4	20 時台	5	29.4
平日	12 時台	8	47.1	21 時以降	2	11.8
	それ以降	1	5.9			
	不明	1	5.9			
	8時より前	4	23.5	17 時より前	3	17.6
	8時	10	58.8	17 時台	3	17.6
土曜日	8時より後	3	17.6	18 時台	3	17.6
上唯口				19 時台	3	17.6
				20 時台	4	23.5
				21 時以降	1	5.9
長期休	8時より前	4	23.5	19 時台	10	58.8
暇時	8時	11	64.7	20 時台	5	29.4
収时	8時より後	2	11.8	21 時以降	2	11.8

注1:「平日」「土曜日」は、平時のそれ(以下、同様)。

注2:閉所時刻は,延長を含む時刻。

50% ■ 平日 ■ 土場日 1 新原体環時 40% 30% 20% 17.6 17.6 11.8 11.8 10% 7時間未満 7時間台 8時間台 如意思会 10時間台 11時間台 12時間台 13時間以上 不則

図表Ⅲ 2-2 平日/土曜日/長期休暇時別にみた開設時間(延長を含む)

第一に開所時刻と閉所時刻をみると,(1)平日は「12時台」の開所,「19時台」の閉所が,それぞれ最多である。20時以降の遅い閉所も7施設ある。(2)土曜日は,開所時刻が早い。「8時台」の開所が最多である。閉所時刻はバラバラだが,5施設が20時以降である。(3)長期休暇時は,「8時」の開所,「19時台」の閉所が,それぞれ最多である。但しここでも,20時以降の遅い閉所が7ヶ所ある。

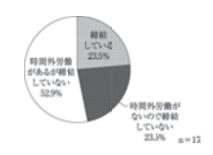
第二に開設時間は (図表Ⅲ 2-2), (1)平日は

「7時間台」に半数が集中しているが,(2)土曜日は10時間以上が全体の6割超で,(3)さらに長期休暇時は全ての施設が10時間以上の開設である。

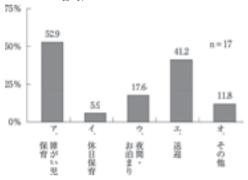
ところで、第三に、36協定の締結状況を尋ねたところ(図表Ⅲ 2-3)、9施設で、「時間外労働があるが締結していない」と回答されていた。

指導員の勤務負担に関わって,延長保育以外の事業内容をみておく(図表Ⅲ 2-4)。「障が

図表III 2-3 36 協定の締結状況



図表III 2-4 延長保育以外で行っている事業(複数回答可)



い児保育」に加え、「送迎」を行っている施設が多い。「夜間・お泊まり」を実施している施設も、あった。

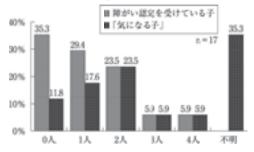
関連して、障がい認定を受けている子どものほか「気になる子」の受け入れ施設も少なくない(図表III 2-5)。

では, 指導員の働き方をみてみよう。

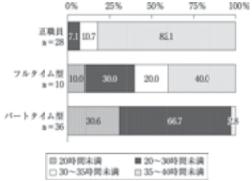
### 2) 労働時間及び不払い労働など(指導員調査)

上でもみたとおり、学童保育の働き方は、 平時と長期休暇時で異なるほか、平時でも平日と土曜日とでは異なる。そのことをふまえ、 第一に週の所定内労働時間は(図表III 2-6)、 パートタイム型を中心に「20~30時間未満」、 正職員を中心に「35~40時間未満」が多い。

図表III 2-5 障がい認定を受けている子ども及び「気になる子」の人数



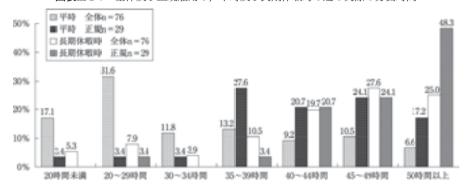
図表III 2-6 雇用形態別にみた週の所定内労働時間



第二に実際の労働時間は(図表III 2-7),平時からすでに40時間以上を働く人も,全体の4分の1を占める。さらに,長期休暇時には,40時間以上が7割超を占め,「50時間以上」に限っても4分の1を占める(正規では半数弱)。

以上に関連して、第三に、仕事の持ち帰りや(本来の仕事時間以外での)保護者からの相談など、不払い労働があるかどうかを尋ねたところ(図表III 2-8)、「いつも」「よくある」の合計が全体で35.5%、正職員に限定すると6割超だった。

第四に,有給休暇に関して(図表Ⅲ 2-9),「イ.有休制度はあるがとりづらい」,「ア.有休制度はないと言われている」などの訴えが



図表Ⅲ 2-7 全体及び正規雇用の、平時及び長期休暇時の週の実際の労働時間

図表Ⅲ 2-8 全体及び雇用形態別にみた,不払い労働 の有無・頻度



の合計が平時でも全体の4分の1 (24.3%) を占めており、長期休暇時にはその割合は半 数に達する。

また, ここ数年での勤務負担の増減につい ても(図表Ⅲ 2-12), 最多は「とくに変化はな い」であるが、「増している」にも4割強が回 答している。とくに正職員では約6割 (58.6%) が「増している」と回答している。

みられる(34.2%, 14.5%)。とくに正職員あ るいはフルタイム型で、とりづらいという回 答が多い。

ところで図表Ⅲ 2-10 は, 指導員に尋ねた, 最近の保護者や子どもにみられる状況であ る。「子育て」「子育ち」が困難な状況が認識 されている17。

のような働き方や職場の変化があると思われ る。人手不足を「いつも感じる」「よく感じる」

- ・運営の主体が親なので、共同という点で、最近 はなかなか一緒に子どもの事を考えるというス タイルになりづらい。残すお金がたくさんある のに、仕事をあまり理解してもらえないので、 給料がなかなか上がらない。働く時間も年々長 くなり、働く条件が厳しくなってきている。人 数が多いのにも関わらず,正職が1人というの は厳しい。残業〔が〕朝, 夕と多くなってきて いる。女性/50歳代
- 発達障がいの子どもと一緒の保育がうまくいか ない。どちらの言い分も聞いてあげたいが,両 方が納得するまで時間がかかりすぎる。勤務内

とりわけ長期休暇時に多く訴えられている 人手不足感(図表Ⅲ2-11)の背景には,以上

<sup>・</sup>もうすぐ1人辞めるので、今後の人員体制が不 安です。まだ新しい人材の確保ができていない ためです。辞めることが1ヶ月以上前からわ かっていたのでもっと早くに対応していくべき だと思います。なのに対応が遅く, 今後の保育 が不安です。男性/20歳代

<sup>17</sup> 但し,同じ内容を尋ねた,保育園・保育士調査 の結果と比べると, どの項目も値は低い。川村 (2010) (2011) より。

図表III 2-9 有給休暇をめぐる問題(複数回答可)

単位:人,%

	2	全体						
			正職員		フルタイム 型		パートタイ ム型	
	76	100.0	29	100.0	10	100.0	37	100.0
ア. 有休制度はないと言われている	11	14.5	4	13.8	3	30.0	4	10.8
イ。有休制度はあるがとりづらい	26	34.2	13	44.8	4	40.0	9	24.3
ウ。有休をとると不利な扱いを受ける								
工. その他	13	17.1	4	13.8			9	24.3

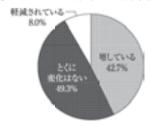
図表Ⅲ 2-10 最近の保護者や子どもにみられる状況 単位:人,%

	76	100.0
ア. 養育困難な保護者が増えている	8	10.5
イ. 保護者に,就労不安定・低所得と いう問題が多い	25	32.9
ウ.一人親世帯が増えている	48	63.2
エ. 子どもの貧困の問題が生じている	12	15.8
オ. 育児不安や育児ストレスに悩む保 護者が増えている	24	31.6
カ. 虐待・ネグレクトのケース(疑わ しいケースも含む)が増えている	8	10.5
キ. アレルギー児・障がい児など特別 のケアが必要な子どもが増えている	41	53.9

図表Ⅲ 2-11 平時及び長期休暇時の人手不足感



図表Ⅲ 2-12 ここ数年での勤務負担の増減



n = 75

でおさまらない事が多い。発達障がいに対する 指導員間の考えが統一していない(親の育て方 のせい、家庭のせい等)ため、問題解決がバラ バラに。専門研修を受けたいが、クラブにお金 がないのでダメと、、、、自腹でも良いのだが、研 修を受けてくるとヒンシュクを買う。女性/50 歳代

・支援が必要な学童や子育てなど生活全般へのアドバイスが必要な父母も多い。学童クラブは父母が運営をしているところが多いが、全く関与しない世帯も多い。又は自分の子どもだけ良ければという印象も強く感じ、働く親同士、協力し合い、周囲からのアドバイスももらいながらの保育が困難になってきていると感じます。(運営者)

#### 3. 正職員でも多数が年収300万円未満 — 指導員の賃金・処遇

ところで、指導員とはどのような仕事をす る者なのだろうか。

2007年に策定された厚生労働省の「放課後 児童クラブガイドライン」によれば(図表Ⅲ 3-1),資格要件こそ設けられてこなかったと はいえ,単なる見守りとは異なる,多岐にわ たる活動が指導員には期待(想定)されてい る。だが,その処遇は低い。本調査の結果で 確認していこう。まずは運営者調査の結果か らである。

#### 図表Ⅲ3-1 「ガイドライン」にみる指導員の仕事

- (1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。
  - ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
  - ②体罰等,子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
  - (3)保護者との対応・信頼関係の構築
  - ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
  - ⑤放課後児童指導員としての資質の向上
  - ⑥事業の公共性の維持
- (2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。
  - ①子どもの健康管理, 出席確認をはじめとした安全の確保, 情緒の安定を図ること。
  - ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
  - ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え,必要な援助を行うこと。
  - ④基本的生活習慣についての援助,自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
  - ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡,情報交換を行うとともに,家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う こと。
  - ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保 護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
  - ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

出所:厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」2007年10月19日

Ŀ	¥表Ⅲ 2-7	准用形態力	リヘ又払いル	> 思別にみん	具並基件領	単位・円	
	正理	<b></b>	フルタ	イム型	パートタイム型		
	月給制	時給制	月給制	時給制	月給制	時給制	
n=	13	1	2	3	1	15	
平均值	164,538	790	134,350	860	80,000	786	
標準偏差	40,066		48,578	125		63	
最小値	60,000	790	100,000	740	80,000	735	
最大値	230,000	790	168.700	990	80.000	980	

図表III 3-2 雇用形態別×支払い形態別にみた賃金基本額 単位:円

#### 1) 指導員の賃金,研修保障状況など(運 営者調査)

第一に,雇用形態別×賃金の支払い形態別に賃金基本額を尋ねた。同じ雇用形態で複数の職員がいる場合には金額の高いほうを回答してもらった。結果は図表Ⅲ 3-2 のとおりである。回答数が一定数確保された正職員とパートタイム型の結果をみる。

まず正職員では、1ヶ所を除く全施設が月 給制を採用し、支給額の平均(回答施設の平 均)は約16万5千円、最大は23万円である (最小値は6万円だが、そもそも先述のとお り、正職員の概念が一般のそれとは必ずしも 同じではない)。 次にパートタイム型では, $1 \gamma$ 所を除く全施設が時給制を採用し,平均値は 786 円,最大は 980 円である(最小値は調査当時の最低賃金+1円である)。

第二に、諸手当の支給状況はどうか(図表 Ⅲ 3-3)。

そもそも正職員であっても,(b)「勤続給・経験給」のある施設は(正職員が働く)14施設中7ヶ所のみで,(c)「一時金」や(d)「退職金」の無い施設もある。

パートタイム型では,16 施設中13ヶ所で(b)「勤続給・経験給」が無く,10ヶ所で(c)「一時金」が無く,13ヶ所で(d)「退職金」が無い。第三に,以上の結果,指導員の年収はどの

図表Ⅲ 3-3 雇用形態別にみた諸手当の支給状況 単位:施設,%

		正聊	<b></b>	フルタ	イム型	パートク	アイム型
		14	100.0	5	100.0	16	100.0
(a)交通費	全額	9	64.3	4	80.0	9	56.3
	一部	4	28.6			2	12.5
	無い	1	7.1	1	20.0	5	31.3
(b)勤続給 •	有る	7	50.0	2	40.0	3	18.8
経験給	無い	7	50.0	3	60.0	13	81.3
(c)一時金 •	有る	12	85.7	4	80.0	6	37.5
ボーナス	無い	2	14.3	1	20.0	10	62.5
(d)退職金	有る	12	85.7	5	100.0	3	18.8
	無い	2	14.3			13	81.3

図表Ⅲ 3-4 雇用形態別にみた,昨年の年間総支給額(税込み)

単位:人,%

											(再掲)	
		全体	100万 円未満	100~ 149万 円	150~ 199万 円	200~ 249万 円	250~ 299万 円	300~ 349万 円	350万 円以上	200 万 円未満	250 万 円未満	300 万 円未満
正職員	人数	23	2	2	3	9	5	1	1	7	16	21
n=14	割合	100.0	8.7	8.7	13.0	39.1	21.7	4.3	4.3	30.4	69.6	91.3
フルタイム型	人数	9	0	5	1	1	2	0	0	6	7	9
n=5	割合	100.0	0.0	55.6	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0	66.7	77.8	100.0
パートタイム型	人数	32	27	5	0	0	0	0	0	32	32	32
n=15	割合	100.0	84.4	15.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0

注:パートタイム型3人で運営される1施設が無回答。

位になるだろうか。本調査では、前の年(2013年)の年間総支給額(税込み)を、雇用形態別に50万円刻みで回答してもらった(パートタイム型3人で運営されている1施設が無回答)。

結果は(図表III 3-4),まず正職員では,3 割は200万円未満で,7割が250万円未満という水準である。300万円を超えているのは 1割に満たない。なお,人数ベースで最多のパートタイム型では,84.4%が100万円未満である。

ところで、指導員の育成に欠かせない研修 の機会は各施設で保障されているだろうか。 結果は、不明1を除く16施設からの回答に

よれば (図表Ⅲ 3-5), (1)まず研修機会の提供

状況は「全員に提供」が14ヶ所(残り2ヶ所は「正職員にだけ提供」)で、(2)参加費は全施設で「全額・ほぼ全額を提供」となっている(図表は省略)。

但し,(3)参加時に賃金を「全額・ほぼ全額 を提供」しているのは,10 施設にまで低下し, 「保障できていない」も5 施設である(図表III3-6)。

では、指導員調査の結果もみておこう。

#### 2) 指導員の賃金(指導員調査より)

第一に、回答者の賃金は、時間給が3分の2弱、月給制が3分の1強である(図表は省略)。

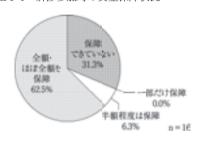
第二に、時給制と回答した者に限定して、

図表III 3-5 研修機会の提供状況



n = 16

図表III 3-6 研修参加時の賃金保障状況



その時給額を尋ねたところ(図表Ⅲ 3-7),800 円に満たない者が全体の半数強を占める。

第三に、毎月の平均的な手取りは(図表III 3-8)、全体の半数弱は10万円に満たない。2013年の年間総収入(税込み。勤続1年未満者を除く)でも(図表III 3-9)、200万円未満が全体の6割で、正職員に限っても、4分の1 (24.0%) は200万円未満だった。

但し、運営者調査と異なり、正職員の約4 分の1は300万円以上である(勤続年数の長い回答者が多いことの反映か)。

ところで第四に、家計の主たる収入源を 1 つ回答してもらったところ(図表III 3-10)、「あなた自身の収入(本人収入)」が全体で 5 割、正職員では 7 割である。

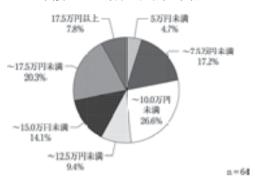
・親が居ないと今の収入では、1人で生きるのも 精一杯。先のことを考えると悩みだらけだが、

図表Ⅲ 3-7 時給額(時給制回答者)

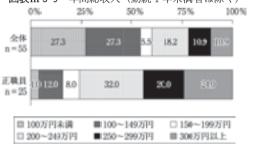


n = 45

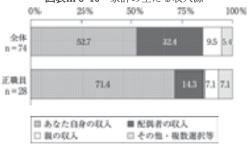
図表III 3-8 毎月の平均的な手取り



図表III 3-9 年間総収入(勤続1年未満者は除く)



図表Ⅲ 3-10 家計の主たる収入源



日々やる事が多くなっていくので、色々大変だが頑張るしかない。日々頑張ってはいるが、どうしても転職について考えてしまう。〔略〕日々、子ども達のために頑張っている指導員がたくさんいるので、その人達の力になっていただけると幸いです。男性/20歳代

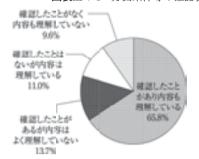
- ・この仕事について20年超。ずっとこの仕事ではありますが、以前の別の仕事だった頃の給料から考えると、よく今までやってこれたなーとつくづく思います。世間とのギャップがありすぎる。この職業を、好きな職業ランク・ベスト3にしたいんですが、報酬が少なすぎるためにこの職業を選択できずになりそうです。早く、認められる職業としてもらいたい。女性/50歳代
- ・これからも生活に不安があり続けるので、悲しくなる。女性/40歳代
- ・学童保育の質を担保できるだけの指導員の質の 確保ができない。年々、この事業に対する理解 度、意識の差がひらいていき、モチベーション を保つことが難しいと感じる。男性/30歳代
- ・子どもの体と、特に心を預かる仕事だと思っています。自分の事は自分で出来るようになる、人の事を思いやる社会人になる始めてのステップを学ぶ場だと思いますが、毎年、子どもの人数でお給料が安定しないのは、仕事への意欲がそがれてしまい、若い人の定着にならないのが残念です。ずいぶん改善の方向にはありますが、人を育てる場にもっと助成金を増やして欲しいと思います。女性/50歳代

### 4. 仕事のやりがいはあるが、賃金や施設面には不満 —— 仕事や労働条件に対する満足度など

仕事や労働条件に対する指導員の満足度な どをみていく。

指導員調査によれば、第一に、契約書や就業規則で労働契約の内容や労働条件を確認したことがあるか、という問いに対しては(図表III 4-1)、「確認したことがあり内容も理解

図表III 4-1 労働条件等の確認状況



n = 72

している」が全体の約3分の2を占めた18。

第二に、仕事や労働条件に関する9つの項目について、「満足」から「不満足」までの5段階(真ん中は「普通」)を尋ねた。「満足」「やや満足」の合計から「やや不満足」「不満足」の合計を差し引いたもの(以下、満足度DI)をまとめたのが図表III 4-2 である。

特徴の第一は、「①仕事の内容・やりがい」や「⑥職員間の人間関係、コミュニケーション」面での満足度の高さである。使用者にあたる「⑦父母(会)・保護者との関係」の満足度が高いのも特徴である。

それに対して不満足に回答が傾斜しているのが,「⑧施設・保育環境(ハード面)」「②賃金」「④職員の配置状況,人員体制」である。とりわけ正職員では,「④職員の配置状況,人員体制」の満足度 DI の値が低い ( $\triangle$  34.5) ほか,「③労働時間・休日などの勤務体制」も低い ( $\triangle$  24.1)。

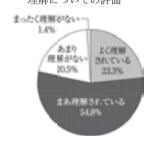
<sup>18</sup> なお運営者調査で就業規則の作成状況を尋ねたところ,「作成している」が17施設中15施設だった(残り2施設は「作成していない」)。就業規則の作成は助成金の対象要件となっている,とのことである。

図表III 4-2	仕事や労働条件に関す	る満足度 DI
-----------	------------	---------

	全体					
		男女	女別		雇用形態別	
		男性	女性	正職員	フルタイム 型	パートタイ ム型
n=	70	14	56	27	10	33
①仕事の内容・やりがい	73.0	75.0	72.4	86.2	70.0	62.9
②賃金	<b>▲</b> 17.6	<b>▲</b> 37.5	<b>▲</b> 12.1	▲ 20.7	<b>▲</b> 40.0	▲ 8.6
③労働時間・休日などの勤務体制	<b>▲</b> 1.4	0.0	<b>▲</b> 1.7	▲ 24.1	0.0	17.1
④職員の配置状況,人員体制	▲ 10.8	12.5	<b>▲</b> 17.2	▲ 34.5	<b>▲</b> 10.0	8.6
⑤研修,教育訓練・能力開発	24.3	18.8	25.9	13.8	10.0	37.1
⑥職員間の人間関係,コミュニケーション	70.3	68.8	70.7	79.3	90.0	57.1
⑦父母(会)・保護者との関係	48.6	31.3	53.4	41.4	60.0	51.4
⑧施設・保育環境(ハード面)	▲ 28.4	0.0	▲ 36.2	<b>▲</b> 31.0	▲ 50.0	▲ 20.0
⑨職業生活全体	29.7	43.8	25.9	37.9	0.0	31.4

注:「満足」「やや満足」の合計から、「やや不満足」「不満足」の合計を差し引いて算出。▲はマイナス。

図表III 4-3 指導員の労働条件に対する父母会等の 理解についての評価



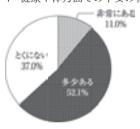
n = 73

第三に、指導員の労働条件に対する父母会等の理解度を指導員自身はどう認識しているか(図表III 4-3)。最多は「まあ理解されている」で半数を超え、「よく理解されている」もあわせると全体の4分の3に達する。

第四に,健康や体力面での不安の有無は(図表Ⅲ 4-4),「多少ある」が半数を占め最多で,「とくにない」が全体の4割弱で続く。

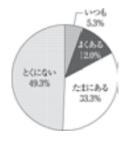
最後に、転職を考えることがあるかを尋ねたところ(図表III 4-5)、賃金水準の低さなどに反して、「いつも」と「よくある」は2割弱にとどまった。

図表III 4-4 健康や体力面での不安の有無



n = 72

図表Ⅲ 4-5 転職を考える有無・頻度

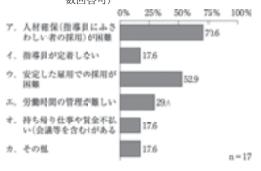


n = 75

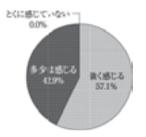
では,以上のような指導員の賃金・労働条件を運営者側はどう認識しているだろうか。 次の二枚の図表は運営者調査の結果である。

第一に、指導員の雇用・労働にみられる問 題点としては(図表Ⅲ 4-6)、「ア、人材確保(指

図表III 4-6 指導員の雇用・労働にみられる問題(複数回答可)



図表III 4-7 賃金・労働条件の改善の必要性



n = 14

導員にふさわしい者の採用)が困難」が12施設,「ウ. 安定した雇用での採用が困難」が9施設と多い。逆に,「イ. 指導員が定着しない」や「オ. 持ち帰り仕事や賃金不払いがある」が低いことも(とりわけ後者は先の指導員調査でみた不払いの結果との比較で)特徴的である。

第二に,指導員の賃金・労働条件の改善の必要性については(図表III 4-7),「強く感じる」が 8 施設である。「とくに感じていない」はなかった(無回答が 3 施設あったが)。

もっとも、この問題を考える際には、施設の収支状況という現実を検討する必要がある。この点を5でみていこう。

- ・「やりがいがある」というよりも「やりがいしかない」仕事だと思います。子ども達の成長が嬉しくてずっと勤めていたいと思う反面,自分の人生を犠牲にしている感覚によくおそわれます。何年続けても最低賃金というのは,その程度の仕事だと思われているのだろうと悲しいです。女性/20歳代
- ・子どもを保育するスペースが少なく,民家で70 人近くを保育するのは難しい。女性/20歳代
- ・これから年齢を重ねて、長い年数を働ける仕事を見つけたいと思うが、(学童が自分にとってどうなのかはまだ分かりませんが) 今は自分なりに一生懸命やっているつもりです。今の所はイベント事には参加していますが、体調の関係で、不参加になることもあり申し訳なく思います。体の管理が大変です。女性/30歳代
- ・学童保育の指導員が専門職として確立できるように専門性を高めていきたい。女性/20歳代
- ・父母会がトップなので給料の面、待遇の面で指導員に還元されていない。年に1度も話し合いや茶話会もなく交流がない。厳しい環境の中、仕事をしていることが分かってもらえない。決まったボーナスもなく、その年々、余裕があったら支給される。計画性がない。建物の老朽化など先の事(引っ越し、そこで借りるとされる家賃代、入居した時の棚代など)、お金の計画も考えていない。今後の事が心配。女性/40歳代
- ・転職も考えますが、不況の中で、低賃金ですが、 子ども相手の方が自分に誠実にいられる方が良いかな、、、、と。 友達で、給料がよくても[ママ] 「うつ」やセクハラがないだけいいかな(笑)と も。女性/20歳代
- ・指導員さんが長く続かない。給与面もそうだが 時間も体力面も大変。給与だけ上げればすむ問 題? 今の条例案に従うと給料は上がってもそ れ以上に体力・気力面が限界にきそうです。(運 営者)
- ・1~6年生までの全ての児童について助成金対象となったことは大変評価できることと思います。しかし現場としては低学年と高学年の扱いにとまどいがあり、狭い施設の中では子ども達が安全に過ごせるか心配な面があります。また

施設(賃貸アパート)の老朽化もあり、災害時のことを考えると不安になることもあります。 施設に対する札幌市の支援などがあると助かる。(運営者)

・不規則勤務の方も安心して仕事ができるよう に、を心がけて運営しています。勤務ローテー ションも含めて難しい面があります。(運営者)

#### 5. 不十分な公費負担と制度的支援 — 事業 収支の実態と運営の困難

民間の学童保育には施設運営費の半分が補助される。しかし冒頭で示したとおり、運営の想定が実態とかい離している。また、父母会は、制度上は「使用者」であり「運営者」であるが、基本的には「素人」で構成されている。施設運営や労務管理に関する考え方が役員の交代で変わってしまう(安定しない)

という問題も聞かれる。ではまずは札幌市の 助成額からみていこう。

図表Ⅲ 5-1 は、札幌市の民間児童育成会助成額交付基準(2014 年度)である。

金額の最も高いランク3 (36~45人)で, 基本の運営費助成は年間で336万円である。 ここに、障がい児加算や開設日数・長時間開 設加算など各種の加算助成と、父母からの保 育料をあわせて、やりくりをすることになる。

図表Ⅲ 5-2 には、ランク3の場合の助成額の推移をまとめた。関係者の取り組みも反映し、なお不十分ではあるものの、この数年間で助成額は増加している。2010年度に比べると14年度は126万円の増額で、年間で600万円という水準に達した。では次にアンケートの結果をみていこう。

図表III 5-1 札幌市の民間児童育成会助成額交付基準(2014 年度)

単位:円

E43	ZIII 3 I TUBUITIO	750时儿至日%五	奶风眼人门坐午(	2014 — (又)	平匹・1.
児童数 項目	10~19人	20~35 人	36~45 人	46~55 人	56 人以上
運営費助成	1,193,000	2,094,000	3,360,000	3,193,000	3,026,000
/ランク別年額		開設日	数が年間 250 日以上	この場合	
家賃補助助成	35,000	43,000		50,000	
/ランク別月額		家賃実費支払額	iの 50%以内で,上i	記金額が限度額。	
通勤費助成 /月額	通勤手当実費支給	額の 50%以内の限	度額		3,500
障がい児加算助成 /年額	障がい児を受け入	れている場合			1,608,000
開設日数加算助成 /日額	250 日を超え 300 則)	日までの日数(超え	える日は,1日8時	間以上の開所が原	14,000
	1) 就学援助費を	受給している保護	者の前年の給与収入	等の金額区分	
保護者会費減免額分助成 /月額	①金額が就学援	助基準の 75%以下	(要保護児童)		5,700
(1児童あたり)	②金額が就学援	助基準の 75%超(	準要保護児童)		2,850
	2) 同じ育成会に 人目以降の児童		象児童が 2 人以上入	会したときで,2	2,850
長時間開設加算助成	1) 平日:1日6 の時間	時間を超えかつ 18	時を越えて開設する	る場合の 18 時以降	273,000
/時間当り年額	2)長期休業期間 8時間を超える		:1日8時間を超え	て開設する場合の	123,000

注:運営費助成と家賃補助助成のみランク別金額。

出所:市連協作成資料。

図表Ⅲ 5-2 札幌市の助成額の推移(2010~14年度)

単位:円

			国基準どは	おりの部分			札幌市独	虫自加算	年額	合計
年度		開設日数	加算日額	長時間加算	草時間単価	障がい児	家賃・減免	色・交通費		増額(対
十及	運営費	単価	単価×40 日分	平日分	長期休暇 等分	加算	家賃補助 年額	交通費補 助年額	合計金額	2010 年度 比)
2010	2,426,000	13,000	520,000	202,000	91,000	1,421,000	60,000	42,000	4,762,000	
2011	2,873,000	13,000	520,000	215,000	97,000	1,472,000	60,000	42,000	5,279,000	517,000
2012	3,101,000	14,000	560,000	260,000	117,000	1,520,000	60,000	42,000	5,660,000	898,000
2013	3,191,000	14,000	560,000	269,000	121,000	1,577,000	60,000	42,000	5,820,000	1,058,000
2014	3,360,000	14,000	560,000	273,000	123,000	1,608,000	60,000	42,000	6,026,000	1,264,000

注:「36~45 人区分」の施設で、① 290 日開設、②平日 6 時間・一日保育 8 時間を超える時間数は1 時間、③障がい 児1人以上、④減免は札幌のもののみ(プラスマイナスゼロ)という条件を仮定して計算。

出所:図表Ⅲ5-1に同じ。

図表III 5-3 事業収支の状況

n=16						単位:万円,%
		総収入				収入に占める
		合計	助成金	保護者負担	雑収入など	助成金の割合
全回答施語	役の合計金	16,768	8,253	8,093	339	
額		100.0	49.2	48.3	2.0	
1施設当	平均値	1,048	516	506	21	53.1
たりの金	標準偏差	417	128	361	26	12.1
額	最小値	390	240	107	0	21.0
	最大値	2,094	724	1,644	78	79.0

注:一部の施設で、総収入と内訳の合計に若干のズレがあったため、表中の両者も一致しな 120

最大値

本調査では,事業の収入と人件費総額を尋 ねた。前者では、総収入とその内訳(「助成金」 「保護者負担」「雑収入など」に区分)を尋ね た。

第一に収入の結果は(図表Ⅲ5-3), 1施設 当たりの平均値でみると,収入の合計額が約 1,000 万円で,助成金と保護者負担が半々を 占め, ほかに, 雑収入がわずかという構成に なっている。

第二に保育料(月額。基本額)の平均値は (図表Ⅲ 5-4), 1~3年生が15,665円(最小 で1万1千円),  $4\sim6$ 年生が11,956円であ る (同6千円)。

第三に、各施設における、総収入に占める

図表Ⅲ 5-4 学年ごとにみた保育料(月額)

W.H. TIII 0/

n=17		単位:円
	1~3年生	4~6年生
平均値	15,665	11,956
標準偏差	6,954	3,653
最小値	11,000	6,000

注:学年で異なる保育料を設定している場合や幅の ある金額が回答された場合には中間値を採用し た。

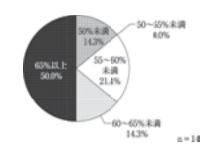
21,000

42,000

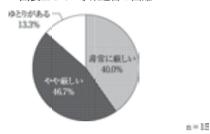
人件費総額の割合(平均値)はどうか(図表 Ⅲ 5-5)。100%を上回る回答だった1施設と 無回答の2施設を除くと,平均で64.3%(最 小は34.2%,最大は69.4%)だった。

さて,これで事業運営に支障はないのだろ

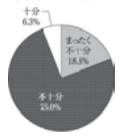
図表III 5-5 総収入に占める人件費割合



図表III 5-6 事業運営の困難



図表Ⅲ 5-7 札幌市からの助成金に対する評価



n = 16

うか。まず事業運営の困難は(図表Ⅲ 5-6), 「非常に厳しい」という回答が4割で,次に助成金に対する評価は(図表Ⅲ 5-7),ほぼ全ての施設で,「不十分」「まったく不十分」と回答されている。

そして,札幌市に対する要望(複数回答可)は(図表III 5-8),順に,「ア.補助金の増額」13施設,「イ.施設の修繕に対する支援」「エ.人件費など,補助金の内訳の明確化」198施

図表III 5-8 札幌市に対する要望(複数回答可)



設,「ウ. 保育料の減免措置の拡充」7 施設で ある。

- ・父母の運営がもう限界にきている。指導員の給与面を上げていく働きかけが活発になっているが父母会費の負担面は?安月給の中から毎月1万円以上の負担,運営面の負担,もうへトへトです。(運営者)
- ・指導員の負担もそうですが、運営を主体的・中 心的に担っている父母の役割も年々大変になっ てきています。そこには施設・設備と人材の両 方の充実が必要と思います。(運営者)
- ・私たちが自ら運営してきて思うことは、なぜ保護者である私たちが運営していかなくてはいけないのかということです。児童会館のように財団が母体でもいいのではないかと思うのです。センターには出費だけしていただければ、手をわずらわせることなく、運営はできるのです。こういうようにはできないものかといつも考えてしまいます。私たち保護者には小学校にいる6年間しかたずさわれないのですから、、、(運営者)
- ・子どもは未来を託す宝であるにもかかわらず、 行政はなかなかお金をかけようとしていない。 少子高齢化の壁を破るためには女性が安心して 働きながら子育て出来る環境づくりが必要。0 歳~小学校6年生まで、手厚い、働く家庭への 支援が必要である。家庭の代わりとしての学童

<sup>19</sup> 試算時の費目に拘束されずに補助金を使うことができる(結果として人件費にまわされないことがある)という現状の是正を求めるものである。

保育はそこが安心,安全の生活と遊びの場でなければならない。(運営者)

- ・毎年変わっていく父母によって、クラブや指導 員に対しての考え方が違い、少しずつ若手時代 の情熱(モチベーション)が減ってきた。父母 の就労状況も変化してきている中、父母会運営 の限界も感じる。女性/30歳代
- ・運営内容,指導員の賃金はその時々の役員によって左右されること,また子どもの在籍人数によって人員の数や賃金に変化があることで,指導員は安心して働けないと思います。幸い現在の職場の指導員の経験年数が皆5年以上となり,父母との関係も良好なので,賃金・労働条件に不満はありません。しかし札幌全体を見ると,父母との関係によって賃金・労働条件が悪いところもあり,悩ましいです。女性/30歳代
- ・児童会館内児童クラブの留守家庭の子どもも、 民間の学童保育に通っている子どもも、同じ札 幌市の子ども。格差を無くし、きちんと助成を して、無料もしくは保育料を下げられるように して欲しい。助成金は運営費の3分の1程度。 きちんとした雇用も難しい状況。女性/50歳代

#### まとめに代えて

新たな学童保育制度で市町村の役割が重視される中で、現場の把握がより一層重要になるのではないか。そう考え、学童保育実践の基盤でもある指導員の雇用実態を中心に調べ、本稿でその結果をみてきた。調査の制約はあるが、明らかになったことも少なくない。

例えば第一に、学童保育という仕事や職員間の人間関係に対する指導員の満足度の高さの一方で、指導員の収入水準は低く、そのことへの満足度もまた低かった。

運営者調査によれば,正職員の人数は全体の3分の1にとどまり,しかも彼らの年収は,3割が年収200万円未満,3分の2が250万円未満という水準だった。加えて、半数の施

設では、正職員であっても、勤続給・経験給 がなかった。

またとりわけここ数年、児童の受け入れを 促進する施策が展開され、開設時間は土曜日 や長期休暇時を中心に長くなっている一方 で、施設に対する制度的な支援が十分にない ために、正職員を中心に、勤務負担が増して いるようである。指導員調査でみられた、と りわけ長期休暇時の長時間労働や、不払い労 働の存在あるいは勤務負担増という回答がそ れを示唆する。

今後の調査研究課題でもあるが、よりよい保育実践を実現する上で必要な、施設の条件や指導員の賃金・労働条件(研修機会や職員配置などを含む)を検証しながら、さしあたりは、本稿でみてきたような問題点を解決するための公費の適正化(拡充)や、制度的支援が必要と思われる。

ところで第二に、こうした労働条件についての指導員の不満が使用者である父母会等に向かっているようには、アンケートでは必ずしも確認されなかった(自由記述では批判も散見されたが)。むしろ父母会等には、自らの労働条件が「理解されている」と評価されていた(関連して、例えば、雇い止め不安の低さは、他の非正規労働者調査ではみられない結果だった)。また、運営者の側にも、労働条件の改善の必要性は意識されていた。

背景として考えられるのは、例えば、指導員と父母会等の「距離」の近さ、すなわち共同運営という特長ゆえに、収支の実態や、個々の施設(労使関係)内の取り組みだけで問題解決を図るのは困難であるという事実が指導員にも共有されていることではないか。父母

会等による施設運営や労務管理の負担につい ても、指導員からの言及があった。

そういう特殊な労使関係下での労働条件の 改善はどのように実現するのか。とりわけ指 導員の主体性はどう発揮されるのか。次のよ うな、指導員の意識(やりがい感や、その一 方での葛藤)を丁寧にみていく必要がある。

- ・賃金だけ見れば、低く、満足ではないが、保育料を払い、助成金も含め、なけなしの中で運営している。それでも指導員のために、とボーナスを出してくれる保護者の思いがあるので、今は満足しています。やりがいや思いは金では買えませんので。男性/30歳代
- ・とてもやりがいのある仕事で、1~6年生での成長に関わるだけでなく、地域の子ども達が通うので、中・高・社会人になるまで、1人の子と関わっていくことができる、すばらしい職場と感じます。しかし一方で、自身の生活、家族を養う身としては、不安が残るところが本当の心情です。子どもの人数に応じてランクが変わり、助成金が変わり、給与が変わり、浮き沈みのある賃金に生活設計もとてもたてづらいです。民間でやっているので、父母の方々の熱意や気持ちはわかりますが、その不安定な就業体制から解放されたら、より次世代のなり手や社会の認知度も変わってくることと思います。男性/30歳代

子どもたちの放課後をどうするのか。そこ で民間学童保育はいかなる役割を果たすの か。そしてそれを実現する担い手=指導員の 雇用をどう整備していくのか。いずれも、実態把握を進めながらそれぞれの地域で検討が深められるべき課題である。

#### 参考文献

- 伊藤周平 (2013)『子ども・子育て支援法と保育 のゆくえ』かもがわ出版
- 川村雅則 (2013)「北海道における失業・不安定 就業問題(V)指定管理者制度が導入された施 設で働く人たちの雇用・労働」『北海学園大学 経済論集』第60巻第4号 (2013年3月号)
- (2011)「保育・保育労働をめぐる問題(II)」『北海学園大学経済論集』第 58 巻第 4 号(2011 年 3 月号)
- (2010)「保育・保育労働をめぐる問題(I)」『北海学園大学経済論集』第 58 巻第 3 号(2010 年 12 月号)
- 札幌市子ども未来局 (2014) 『札幌市子ども未来 局事業概要 平成 26 年度』 札幌市子ども未来 局
- 全国学童保育連絡協議会 (2013) 『学童保育ハンドブック改訂版』 ぎょうせい
  - ----- (2014) 『学童保育情報 2014-2015』全 国学童保育連絡協議会
- 全国保育団体連絡会・保育研究所 (2014) 『保育 白書 2014 年版』ひとなる書房
- 中山徹・杉山隆一・保育行財政研究会 (2015) 『Q&A保育新制度 保護者と保育者のための ガイドブック』自治体研究社
- 保育行財政研究会 (2014) 『学童保育 (放課後児 童健全育成事業)』かもがわ出版
- 丸山啓史・石原剛志・中山徹 (2011) 『学童保育 と子ども・子育で新システム — 子どもたち の放課後はどうなる?』かもがわ出版

資料 I-1 運営者調査結果一覧表

質科 1-1 連出	另 <b>有</b>	単位:	祖父, %
		17	100.0
施設の運営主体	父母会 その他	14 3	82. 4 17. 6
		16	100.0
事業年数	10年未高 10~15年未高	1 4	6. 3 25. 0
	20~25年未満	1	6.3
	25~30年未満 30~35年未満	3 5	18. 8 31. 3
	35~40年未満	2	12.5
		17	100.0
在籍児童数	19人以下 20~29人	3 4	17. 6 23. 5
	30~39人	7	41.2
	40人以上	3	17. 6
陣がい認定を受	0人	17	100. 0 35. 3
けている子ども	1人	5	29.4
の人数	2人 3人	4	23. 5 5. 9
	4人	1	5.9
「気になる子」	0.1	11 2	100.0
の人数	1人	3	27. 3
	2人 3人	4	36. 4 9. 1
	4Å	i	9.1
		17	100.0
延長保育以外で 行っている事業	ア. 障がい児保育 イ. 休日保育	9	52. 9 5. 9
11 2 6 0 0 4 36	ウ. 夜間・お泊まり	3	17.6
	エ. 送迎 オ. その他	7	41. 2 11. 8
		17	100.0
指導員数 (2014 年6月時点)	2人 3人	1 8	5. 9 47. 1
年0月時間)	4人	3	17.6
	5人 6人	2	11.8 11.8
	范	1	5. 9
		17	100.0
指導員の雇用形 態	正職員+フルタイム型+パートタイム型 正職員+パートタイム型	3 11	17. 6 64. 7
_	フルタイム型+バートタイム型	1	5.9
	フルタイム型のみ パートタイム型のみ	1	5. 9 5. 9
		17	100.0
就業規則の作成 の有無	作成している 作成していない	15 2	88. 2 11. 8
		17	100.0
36協定の締結の	締結している	4	23. 5
有無	時間外労働がないので締結していない 時間外労働があるが締結していない	4 9	23. 5 52. 9

#### 保育・保育労働をめぐる問題(III)(川村雅則)

		単位:3	祖, %
		16	100.0
研修機会の提供 状況	提供できていない 正職員にだけ提供	2	12.5
	フルタイム型非正規にも提供 全員に提供	14	87. 5
		16	100.0
研修の参加費の 提供状況	提供できていない 一部だけ提供 半額程度は提供		
	干額程及は使供 全額・ほぼ全額を提供	16	100.0
THE R. L. L. P.		16	100.0
研修参加時の賃 金保障状況	保障できていない 一部だけ保障	5	31.3
	半額程度は保障 全額・ほぼ全額を保障	1 10	6. 3 62. 5
		17	100.0
指導員の雇用や 賃金・労働条件	ア. 人材確保 (指導員にふさわしい者の 採用) が困難	12	70.6
に関してみられ	イ、指導員が定着しない	3	17. 6 52. 9
る問題(複数回 答可)	ウ. 安定した雇用での採用が困難 エ. 労働時間の管理が難しい	9 5	29. 4
m -97	オ. 持ち帰り仕事や賃金不払い (会議等 を含む) がある	3	17. 6
	カ. その他	3	17. 6
		14	100.0
指導員の賃金・労	強く感じる	8	57.1
働条件の改善の 必要性について	多少は感じる とくに感じていない	6	42. 9
		15	100.0
事業運営	非常に能しい	6	40.0
	やや厳しい ゆとりがある	7 2	46. 7 13. 3
	727890		
札幌市からの現	まったく不十分	16 3	100, 0
在の助成金水準	不十分	12	75. 0
に対する評価	+分	1	6.3
+1 45 45 /- 44 7	7 HDANHE	17 13	100.0
札幌市に対する 要望(複数回答	ア、補助金の増額 イ 施設の修繕に対する支援	8	76, 5 47, 1
可)	イ. 施設の修繕に対する支援 ウ. 保育料の減免措置の拡充	7	41. 2
	エ、人件費など、補助金の内訳の明確化	8	47. 1
	オ、その他	2	11.8

資料 I-2 指導員調査結果一覧表

		į												왍	# Y
		Ħ	L		848		ŀ				東田田田	10.00			
			_	製器	H	ei K	H	2,88,8	H	WE W	ľ	1 1:			
		×	0 00		+		ł	2	9	H <sub>Q</sub>	0 00	20.24			0 00
<b>建</b>	<b>加</b>	28	21.2					-2	- o	~ H	19.0	~=	0.0	-8	18.9
		36	0 8	-	9 9	"		8		0		2	100 0	8	9 901
14.00	照米報00	96		1	90.5			-		22		ŀ	10.0	=	in in
	2086	2:		a -	e e			0,		2		m	81	0,1	27.0
	50mm	22:	0 W		n i	2	200	• •	9	0 00	7.0	N FF	ig:	o un i	N SO
	2000			Ι.	0 1	. [		4		1		1	90	1	1
	8000		3	٦		7		7		┥		†		t	8
11 0 18 0	単純正命 配偶者との二人奉らし	* =	25.7		o o			a r-		20	21.0	N =	27.1	- 0	8 m
		21	m :		20			٠.		œ.	9 6	ev e		P- 0	e :
	数のな数数数	0 0	0 0		o m			4 4		4 40	9 1	×=		N P	* 0 0 0 0
	10000		100				2.0	r No	i ii		ni-	-		- 15 (	100
	£08	n	2	7	22	П		-		4	7	l	t		*
		72	0.0		0.0		0.0	22	0.0	ş	100.0	2	100.0	я	90.0
最終字歷	かゆ	27	80 e-i		3.3		0.0	0	0.0	64	Ş	0	0.0	e4	ě.
	<b>骨類</b>	2	# ·		£ 1		#0 : #6 :	19	=	2	¥.	10	e e	=	#
	中国 中	= 8	2 2		000		80 G	w ;	9 10	w 5	2 2		0 0	un o	7,0
	## HX+	2 :	5 5		9 5		0 0		9 9	7 "	e e	• •	9 9	0 0	25.3
	大学院年	2 -	4		6.7		0.0	. 0	0.0	-	6 64	۰.	6 0	-	6 04
		36	0 00	_	0 0		0.0	2		G	0 001	2	100 0	33	100 0
数の先の確保主体	次節後	8	2	2	200	2	0.08	2	20.00	4	E	ŀ	8	k	8
	十の器	-	27	П	2					1	7	1			
		36	0.50	-			0.0		$\dashv$		1		7		
種用を装	正職員 フルタイムの非正規職員	82	N N 8 E	P- 04	43.8 12.5	21 eo	13.3								
	티	33	2				0.0		$\dagger$		t		†		
		22	0 80	٦		٦	9	E		ş		2		×	100 0
仕事に駆送して答ってい る姿勢(基数部第四)	質用はもっていない	28.20	21.0	20	18.8		- 00	۰:		80	0 t	~ 0	2.8	2-	16.9
	なる国際は	12.	20				e i	21		10.		ev.		п.	0.0
	- 一般の表現 - 一世の - 一	n <del>-</del>	o m				# # ri wi	N FS							o so ni ni
	在北部 2 年 4 年 4 年 4 年 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5		ė es i				1.7		र क र लं						
	<b>介部指位士</b> <b>有温器</b>	- ;	75							,	,		_		
	<b>その</b> 間	2	9	-	1		9.6	-	2	1	9		Ť	1	23

	#	Щ				五年五		B.E.S.		28.94		Mar 1-7-	3  8
	**************************************	000000000	※無点性点限性 の自己のこの。	8000000000	86 8 8 5 5 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1	gn-n	80 mm	=======================================	2013年近日日日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	"	00 00000 88 28182	gen-e	2015年間はほぼえることの日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
	35	0	0.0		29.3		85.8		8		78.0		8
	\$	22-24	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	204005400	0 4 2 7 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	8	8 4 4 4 4 4 5 6 6 6 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	Searusumu	8 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		8	Mas-va av	8 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	9	2	46.7		71.7		88.7		9 28		77.8		65.2
シが寄る原業したいる からながれる。 というな事は金属していない とが名をは無差している。	22 88 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	08709	82848	28	88555a	22- *	100 o 31.5 3.7 8 a	28000	88 8 5 5 a	2~~ -	828 2 828 2	18 m ~ m ~	805 to 20 m
の変数	25 25 21 25 21 25 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21	0460	22.25 22.25	8502	82.28		$\top$	\$ 50 m 20	86.5	9,446	0000 8888	Signa	24 a 5
	8442	00-00	8	80000	25.13.5			\$~#X2	8 4 6 8 1. 0 0 - 0 0	2-4	82883	880	8 2 2 2 X
	23.	4	=		38.3		†		27.0		8		21.6
	16 33	000	883 8 4 6	8=8	000 125.9 1		$\forall$	<b>9</b> 22	87.8	200	988	8=8	88is
	23 23 23 23 23 23 23 23 23 23 23 23 23 2	a a	0 00	252	Sk 2		$\forall$	\$28	882	200	88.E	洞皇院	0 0 7 22 20 23 20 24 20 25 20 25 20 26 20
	E=85×8	9885	8 85 8 8 8 8 7 7	8=5=48	2日記載点記	z z	04 04.0 04 04.0	\$1-8540	855145 046	2 - ~ ~ ~ ~	2 2222	8-504	8 to 55 to 40 to 4

国際の所述が対象性		**				H								
			8		1	+	- 11	ŀ	- 17	۳.	E S	l		l
2000年後後 2000年後後後 2000年後後後 2000年後後後 2000年後後後 2000年後後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年後後 2000年8月 2000			EI R	1	El K	+	#	+	~~	٦	7291	[4]	14	4
200-2000000000000000000000000000000000			0		-		20		\$		2			
20			84						27		-			
2000年後末末	高米型金00~00		De i				es i		23					
2000年後末末 (1997年 1997年	馬斯爾金子名		- 10				2		n w		N			
200-2008 2				0			1		9		1			4 400
201-2019年 201-2019年	į	1	9.	1	Ί		4				1		3	i
25 25.	BRO, MR		- 10	i g					72		- 84		- 54	5 35
25 1995 (1995) (19			- 00	6.3			-		-00		*		-	10.8
(2006) (2016)	観念の一名		***						**		N			
28. (2.4.	2012年10日 - 101 101日 - 101日 -		N 40				e 1-				-	-	-	N
200-2000 日	子の政治の	1	9		1		~			1		1		
200-2000 (2019) (2019		-		0.001			2		43		2		37	100
200~2000回 25.~2000回		1		r	1				-				~	
2 12.6 6 10.0 1 2.4 7 14 25.0 1 10.0 1 2.4 7 14 25.0 1 10.0 1 2.4 7 14 25.0 1 10.0 1 2.4 7 14 25.0 1 10.0 1 2.0 1 10.0 1 2.0 1 10.0 10.0			0.0				-	-	un e				un e	
40~4498	開催が2つの		OR H						m r		- *		PN M	
44-44666	報金サーク		0.00				- 0		- 0		×=		n 00	
25 196 0 16 100 0 60 100 0 29 100 0 47 100 0 19 100 0 37 100 0 4 100 0 19 100 0 37 100 0 4 100 0 19 100 0 37 100 0 4 100 0 19 100 0 37 100 0 4 100 0 19 100 0 37 100 0 19 100 0 37 100 0 19 100 0 37 100 0 19 100 0 37 100 0 19 100 0 37 100 0 19 1	報告等・学		10.0				*:		Z.		**		2	
よくある よくある よくある ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	al .	ı					*				*			
よくある よくある な実にある ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。			0	100.0			53		43		0		33	100.0
45. 前の	50.7			gi:			е (		٠,		-		en :	
45.0 (4.7) (4.7	大変にあ		-14	ij			N OR		n yo				n ge	
(周囲) CV-2も4よくある計 第17	525		2	12.5			N		2		es		01	
第三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	いっちょよくあ	35		8.0		0.3		2		6				21.6
第12 日本			-	8			2		Ģ		2			8
<ul> <li>大・大の他</li> <li>「おくかんをころと不利な関係に発見する</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんを配けを受ける</li> <li>「おくがんである</li> <li>「おんである</li> <li>「おくがんである</li> <li>「おくがんである</li> <li>「おくがんである</li> <li>「おんである</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる</li> <li>「おんではなる&lt;</li></ul>	7. 有体制度はないと関われて メ. お体制度はないもあるがという		WO 00				45		- 5		es =			0.2
Manual	り、着体をとると不利な限いを受け よくお			ý						1	,			;
はいか部 月前 日前 日前 日		L		t	l		1			t		Γ		
Margine		٦	01	000			201		47		2		37	100.0
Minimum				e g			12	ģ						
746PLIY 7500∼784PI 8 17.0 2 22.2 6 15.6 8 17.4 1 100.0 7 8 17.0 1 11.1 7 15.4 1 100.0 17 2 20.0 10 8 17.0 1 11.1 7 15.4 1 10.0 0 17 30.0 10	2000年		0	8		7.0	-		43	-	2		37	100.0
7-66P(LLY) 700-706P(LLY) 800-80P(LLY) 800		"	-6	0.001			-		2		2			8
17 28.2 6 90.7 11 20.9 17 37.0 2 20.0 10 8 17.0 1 11.1 7 18.4 8 17.4 4 40.0 4			01					H	œ ;					19.4
8 17.0 1 11.1 7 18.4 8 17.4 4 40.0 4	750~ 750M		NE				-		2		NE			27.8
	800HULE			11.1			٠		00		*			Ξ

Y- 44			0.00	e u	2	10.3				n w g g					0.001	0001	*	isi					100.0	0.00	40.5	6 0 6 0 6 0	2.3	100.0	Z 4	0 001			90	
왕		1	e	n g	z	n			2	2 2	-					5								83	10	-	1	33	22	19		22	-	
			įέ	0.0						37.6					62.5	0 001			1,1				57.1			g =			9 0			98		
	18.30	d lä	0		- 00	-	n-	ľ	7	- "		ν=					1	6		×-					*	n -	1	2	-	2	-	nn		
	W. 20 18 18 18	×.	100	rig	Ş	0	100	T		60.0					92.5	000	ŧ	40.0	ei e	iri			8			0.0			8.8			N A	9.0	
		做	8	n:	2	4	-		8	2 2	eve	ν-				8	ŧ	22		-				7	0.	80	~	47	22	19	04	25	~ =	
		100	100.0				00 o	e e	8	0.0	or 5	N R	2	र्च वर्ग	24.0	901	1	2	== 5	is	16.0	e w	24.0	100.0	71.4	7,5	7.		10.7	100.0	88.0	e e ri ri	ei	
		Ħ	20				921										1				*					4 0		22	20,00					
		27					20			20.00					67.3	0.000	Ī	27.3	4,1		10 1	20.00	61.4			gi si			2,8				10 H	
	8.4	ax.	3				=2	L		1																200			42				NO PA	
	iii	2	100.0	2	8	20	20.7	1	8	22	rig	d'~	P		61.5	9	ŧ	27	9.5	d di	oi		54.5	991	Ŕ	10.0	٦	8	e e	100	8		Si e	
		iiii	-							rs w							1							2		- 00		92	2					
	*		ľ	4.5	25	-	28.	1	8	8 6	-	e e	i sai .		68.2	50.0	ŧ	P.	-	10	20.0		60.0	2	ei ei	25.4	1		71.1	8	100	22	0.7	
			3	-	-	_	e-21		٩	R:	-		_			-	Ī	90	77		*			7	200	2,0		ň	3.2	2	-	2 8	00 F7	
																	l																	
																	l																A11388	
																	l														報告が数・	4 2	111. 211	
					# W	K .	8 K			-E	ec e	ce	ece	Ε			l	æ	ECE	282	E	E			ORY	<	おおお子		92		<b>東京欧 月</b>	年 養者・3年年会	ALTINGIA	
				5万円条道	-10.05E	12.57FB	-15 02H##	A SOUTH		100万円条件	200-1992	50 1 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	300~34975FB	300~399.51 400.55 PEG.E.	2002558.8		W 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	100~149.SR	50~19975	S0-2803	300~349,519	40075FIRE	2007519.8.8		ななた日本	配列車の収入 間の収入	0.0 · g		加入している		報の元の報	対策・関係	わからない その後 (加入してい	
					•	•						6.74	1257	-	(8.8)				= 2	0.20	25.2	. 4	(88)			28	1	- 1			L.	15 16	-	
				毎月の平均的な手続り						年開館収入 (2013年 値、803.5)							A 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	Ç							主たる収入器(生計解				用価値の加入状況		社会保険の加入状況			
				6,30						4 10 10								公園門等							47.6	ii E			が円板		日本は			

#	7	9.0	e gi	01	e e	10.8	9 2		0.00		9 9	21.2		27.2		45.5	0.00	985			32.6								9 = 5	
· 图	-1-941	П	9=				99		22	40	222		22		0.00		20	=2,	١,	e ==	0.5		m 10	20	o en	o w	12 w	-	n we y	e r
Ш	-5/	9		0.			0.		0		00			00		0		000			0.0		0						000	
Ш	2460	П		8:			200		100	200	22	8	-	22		8	_	48:	Ι.		22		8						225	
E .	7.8																													
EMB 83			ž				53.2				88			2 X		88		H 8			R R								1911	
	100	4	2 2	g'	- 1	2=	10	1	9	10 F	.55		17	×2	20		10	22,	1	ᆵ	22		m ee	22	27	<u>0</u> so	27	-	0 ~ 5	-
	_		30.0				55.2				40			222		8		80.0			0.0		4 -							
	Z-WE	2	o =	2	0 1	n =e	92		22	**	- 25		53	-2	<u>e</u> -		82	200	- 1	200	@ P.	-		r 9	: -		-=	+	-04	2
Ш	_		2 172				65	4			0.4	- 60		910		2.7		10 E			10 m		On M							
		ì	°E				22		1		222			22		8	-	22.	'		82		13 6							
ie.														= ~			- 05													
l list			9 7				35		100.0		88		100.0	A	21.4	21.4	100.0	Killi.			K K			27.00		2 E			9 10 5	
	Ř	e.	910	00 (	NI E	0 64	o	1	7		- 10 P		7	ev	B 173		9	<b>*</b> =:	1 :	-	~ ~		~	10 H	١.	- 0	-	ľ	400	0 04
"			0 6				6.5	1	100.0		4 n			0 A 0 N		6.75	100.0	44	2 3		32.25		4 00							
# en		ę.	° X	#:	27	-	7		2	2"	-82		2	28	22		ĸ	as,	, ا	-	Z 2	-	4 12	22	-	==	82	*	- 07	12
$\vdash$	_	H	9h	_		چر	-		-			_		H		$\dashv$	_		+	+					+			+		_
			SHEET!		- 1	アクース	77.868																							
		ŀ	発達をいう		9 i	198	74084	: 1																						
			# N	21	ij.	717	い果など																							
		ŀ	( 中間 )	욃	E:	50	å.	9																						
		100	911	-	E CO	と、 価格・サンフ	海がよう	大器分		9	900 900 900	7.CF		9.0	95 95 22	404		223	917			01				-	Di			οý
		1	· /-	5	44	. A.	#C) #	な子ども		2005	た米に飾じる	1,26+		いつも難じるようと語じる	ながら	+901		操している とくに変化はない	10 Miles	OV PK	対抗なな事	報を合か	関係の発	報報	280	製品の製品	開発の合う	00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	対策の対象	10日本の日本
		4 8	1.00									88				98									- 1	· #842		-	<	
		10.00	\$45.00 \$45.00							3,4 # 8,				MOA				での路路条件		- 645						単元		200	体制	
		1	その子どもにみられる状	PE						ふだんの人手不足感				長期休暇時の人手不足 感				に は 関連 の 連載		A いか・春の内容・かりが	5		保護の			回名書を図りの報告を表		Zan B.	100円	

	***											*	4 Y 3	al.
	ŧ.		本面		ŀ				雇用時間別	15.00				ı
		iii,		EK.	H	IN	H	BEH	ľ		IЬ	П	l	
G. B. B. D. B.	ı	-0			9 91	-		# -		2021	8	24-17	94	le-
明報の中				2	22.4	100		=		*		-	8	
相響		160		53	0.0	13		2		0	90.00	2	45	
関係を全		90.7			0	9		un +		n		P4 +	vi i	~ 1
に自由を与し、を担保、 単型	ľ			1	1	þ		12		r		ľ	34	ein-
42-4-4		110		÷	9 7	:2	ī	I		i (re	200		R	
相側	16 21	m -	# v	20	7.7			0.0	ei e	-		a. e	N. O	r- 4
質の規格				y	e G							6	6	
(基)・保護者						*		=		ľ		2	ž.	u.
		00 W		ß.		Ne		20	en Air	illo ret	9.9	==	nin	4-4
今か予課院	100	-	<u> </u>	e-	e r	eve	60	n				-	=	
	ı			-		1		,			Ī	ľ		ī.
が		- 0		3 W		40	20.7	9 10	9 =	-		9		0 =0
報報		OR -		2		•	20.4	pt.		01		Ξ		
から今期間			g s	2:		0.4	0 r	Ξ.		e -	99	OH W		
の 日本	ı			-		h	000	-		1		ľ		ún.
		_		2		7	48.3	o		N		-		
報章		-		23		-	27.6	8			9	Ξ		
関係を含む		0.00		0 04		-	6 W	e	g ex	24		*-	- ei	
	Ι.	ľ	1	8		:	4	1		1		3		
7 7 100 10 7 7	1	201	1	8		+		g ·		2		۴		n L
古事なの必要等を12年 よく品書からに2つからなるの金数の品書に 米の調査が大大でかからの名詞に 米の調査が大大でからていたの名	287	2 10 40	a nn g sist	: #:	0 11 0	0 12 7	9.2	°8=	GZ.	- 10-14	232	20	888	000
<b>東のたく職業</b>		w		-		-								
(発展) 機能がない計	21	0	28.7		20.7		17.9		ž		40.0		8	ed.
		0	8	55		22	100.0	99		2	100.0	×	100	
<b>連携や茶分割なら不利 禁禁に移る</b> 自主者	* #:	- 01	# O	~8:	2 2 2 1 2 2 2 1	- 20	- 91	ωR:	9.0	un i	88	un ≘ :	28	
15272		0	9	8						٩		2	×	-1
- 1	٦	0		s		8		ş	0 001	2		×		esi.
高音を与えるを言・返 いつち 映 よくめる		no		nn		- 0		n w	0.0			ru wa		
な実にあるとこれでした。	88	70	ĸz	28	35.6	~ <u>9</u>	Z 2	22	8 4	9 84	88	12	22	m ev
(再報) シンカナホくある計	2	-	8.8		9		200		9		20		e i	

# 資料 II-1 運営者調査票

- 〇 この理会は、学業会員の包含が大きく変わるうとしている中で、学業会目示の課題状況の指導的の状況を認め 問題を目的に行われるものです。国際の結果は、今後の金属発送に向けた限し組みで促促てていませす。
  - > 国家の対象は、主義の国際存储を指定す。この指令指定、シキョのでを終める国家のグラ等をADEのに、これので、日本のグリは、協定する大阪やで、認定されているのかった人だかで、他に、基礎関係にの設 国もあります。対象人がない。公司は、政治とは、企業日本学の存储を行います。「対心ののよ、ありのますをがある人だめて、
- ・ 政会施工回答のよ、一番に採された組件室が加に入れた金額になください(分子は不満たす)、技術所を吹け替ったから、施設監督を担合にご連絡いただけると参いです。ご外表な点などは下別分の子と言葉のたかい。

〒OZ-000 A.R.C. 141 - 1

### ◆食用の機能についてお勧きします。

- 問1 音形の選集主体は (DS音音 ②その他 DPO 法人, 一般社団法人など)
- 開2 発売の事業年数は (E10年未詳 (E20~15年未詳 (E15~20年未詳 (E20~25年未詳 (E20~25年末詳 (E20~25年末詳 (E20~25年末詳 (E20年ま計 (E40年ま計 (E40年まま (E20年まま (E20年ま (E20年まま (E20年ま (E20年まま (E20年ま (E20年 (E20年
- 13 2014年6月時点の、学年別にみた、在籍児童動は

	5. 6 F.	4
	3, 498.	~
	1, 3%&	~
ta (II		~

間4 黄形における縁がい見の人態は(いない場合は「0」人と回答してください)

開かい国宝を受けている子は (

- 前5 ふだんと表類体類時における、責任の関係時間と関係時間を告えてください(個し顕点は数をます)。
- 1) &45600TB (N~2) it ( : ) &6 ( : ) 8

2) 長期外間時は

間る 責務では延長保算 (長時間開放)を行っていますか。行っている場合、何時まで行っていますか。

) 勝ませ な行っていない

2) ふどんの土曜日は ①行っている ( ) 鈴まで ②行っていない

OFFICE C

1) AMADPBE

3) 有限発音等は | 爪行っている( ) 数まで ②行っていない

- 四名信用(長外間関盟)以外で表示で行っている事業の全てにOをつけてください。7. 間がい発信用 イ、矢日信用 O. 名間・お別り エ、京部 ボ・中の他(
- 問1 2014年6月時点の責所の指導員の人数について、(A)全体と男女別の人数、(B)年齢別人数、(C)雇用形容別部の人数の、それぞれについて教えてください。※会議だりシティアは数をます。

★無形の指導員の雇用や労働管理などについてお願きします。

(4) 全体の人数と 指導資金体 別位 女性 別位 女性 別女当人数

		-		9
W Y	~		~	~
Y.	204	304	406	50歳以上
	~	~	~	

(8) 年齢別

- (C) 展用的整別人数
   心正順の指導員
   いフルタイム型
   のパートタイム型

   非正確指導員
   非正確指導員
   非正確指導員

   人
   人
   人
   J
- 注:4) 正路の指導長とは、展別開発に対わらない正規服用の指導長。
- 2) フルタイム数単分数指導を発化し、金額等と対象を表し、12歳の音楽性と同じ (2月20)(2) 数数多数の音楽性。 の・パーケウイは対象対象音楽には、金額等を対象を表し、対象を数が加い音楽性。いからやパーケクイトー かどなごんではだ。
- ※12 よ配の指導音を体のうち、展用程数の加入状況と社会保険の加入状況を考えてください。
- (1) 雇用保険に加入しているのは()

4

人で、その他に「気になる子」は (

- 2) 社会保険に加入しているのは( ) 人
- **担3 音所では故事機関は 川市成している 2市成していない**
- 間4 責任では、時間が労働に関する労働協定(36協定)は

(国際報している(1ヶ月の専門外上銀は 時間) ②時間外労働がないので番組していない (日本間外労働があるが譲渡していない) 10.0 回線域の減分につてた対数をします。まずは、減分の対策等等も減すの金額を、減圧等等等に含えてく だがで、禁止する器を行う機を切したくだがで、同じ機能等数と分数の限なる姿勢の質素がよる条件に は、金額の値に関いを放送されていて。 8+8

(何的への事態などについてお願きします。 立やや難しい 300とりがある 保険料の減免回服の契約

労働への事業などに自由にご配入ください。

くとその内状((0) 総収入に対する人件費報報につ

雑食込む者

保護物質問 贫

SE SE

E R

円で、4~6年生は<u>月報</u>

(着にる 20多分は着にる (3)とくに着にていない

	(I) FIRM (S. * FIE)	Г	<b>公司総外総(基本日銀)</b>	(第日本寮	COMMEN	(3時報報(基本時報)	間19 指導機の背音や背響条件の推響の影響性は 正確く語にる 立巻空!
ZWA		Œ		Œ		E	<ul><li>● 報報報告を提出を表現を行うする。</li></ul>
フルタイム型非正規		Œ		Œ		Œ	The second of th
パートタイム型非正規	_	Œ		Œ		E	
							(A) 脂肪入
( OV) CHARRE ON)	指導員の(4) 交通費、(3) 別報館・経禁館、(3) 一時金・ポーナス、(3) 道理金それぞれの有限につ	BBBB. (C	子・報館ー	-7.X, (B)	ありませんだ	ない開発の水	助成金 保護者
いて、展用お生	いて、雇用お勧別に作えてください。						日本
	数はは	#	フルタイム型 非正規職員には	(AE Act	イート	パートライム型 非正規職員には	MM. 329%. \$
A交通費	0.00 B 08	0-8 GBC	0.9±0 0−6 0#0	おの無い	0.00 m	①金額 ②一筋 ③無い	41 (人名布雷拉拉斯奇古 建物集份 地名/ 国务教育 (10)
B MARRIA - ARREST	0#6	1982	0#0	580	040	-782	
C一字を含むと	0.84.6	280	0.84.6	280	0.W.G	280	のです。19EE 間間がからのです。 対策機能の機能能 小田
0 追請金	0#6	280	9#9	080	286	280	単にはなり機能をは、 高水器を大物をくびない。
間7 時年 (2013 年) 自4/8/11 日本	作年(2013 年)における、指導員の年数(股込み)の分布を、展開影響別に、換えてください。指導者が参け形式数の影響があった(本連点数の主要をも高りは数をます)。	の年年(報込	A) 80988.	KHESS.	E, BATK	ださい。遊戯	目3 食死の香業課室や札積市の設成金に対する評価、札積市への要望など
	CONTRACT CONTRACT	and a second	and the same of				1) 療用の酵機関数は 日参数に関しい 囚令や職!
90	100万円 100~149 米温 万円	150~199 35B	200~249	250~259	300~349	350 75 FB	信告光準は 爪生ったく予十分
工能指導員	-	4		4	~	~	3) 礼機をに対する際望で、あてはする全てに○をつけてください。 ア 起節をの指数 / 解除の発展できまな場 /
フトウイム型	4		_	1	~	_	名の中間を
16ートライム型							<b>、大学教育の大学会は、関係の存在した。 日本の日本の教育の教育を表し、上書の</b>
非正规指導角	Y	۲	~	~	~	~	
11年後の最終の 名間	指導員の研修についてお願きします。30 股券権会の遺伝。33 股券の参加税用。(3) 股券参加等の資金金額のお別それが出こいてお答えくがさい。	3,70,6999	<b>参の展界</b> , (8	現職の最近 (	(C) (E)	数の放送事業	
1) 経療機会	工事情できてない		の 新春日かけ春春 3	日本 のの	11.00	名を無に関係	
2) 新音色加音	いなさまでお祭用	10年12年12日		20年指数 <a href="https://example.com/">12</a>	354 B - 1112 B - 134	084B33	

2)研修を始終の首会 川畑田できてない 立一部だけ信仰 G中分配常は信仰 吊会て・ほぼをてを保険

間9 指面最の展用や、音音・容響を作に関して、あてはまる全てにOをつけてください。

7. 人材確保 (指導員にふさわしい者の採用) が指摘

安安した展用での採用が困難

エ. 労働時間の管理が難しい

4、 部内部小仕掛や指令が出た(金融的を含む)がある。カーチの前(

イ、指導員が定着しない

おぎしいところ本語に寄り置うございました。

### 指導員調査票 資料II-2

の調査は、甲星保育の制度が大きく変わろうとしている中で、指導員の拡劣実施、労働条件の把握を目的に	調査の結果は、今後の制度後回に向けた物が組みで設立てていきます。	の別間学業保険所で他く指導員です。回答の方法は、協当する人数字に、原則として1つ	い、何し、情報回答可の回答もあります。女性人の	日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
この課金は、中皇保	fibhictorf. 1	調整の対象は、礼機	NHOROHITCHE	****
0		0		

- 調を展に回答の上、一緒に減された返信用が開に入れて投票してください(如手は不易です)。間を測を受け物 ってから、最高性質を目的に「薬物いただけると参いです。」「予明な自分では予算をで「通路へださい」
  - 〒002-000 札幌市豊平区旭町4-1-40 北海宇副大学経済学芸 川 村 間 別(北海中間大学進物院) h.: 011-041-1161 (AM 234) / e-mill: mannerifecon hebbai-s-s.ac.

はこめに、あなたやご教装のことをお覧きします。

### 0.00 世界和 i

概念一気の 七四種 の 例 (E) 20~34 (E) 6 S-S 概念~公司 M 55~S 0 0 20~24 B @ 19 apr. F 6 42~0F (II) 1100 ě

あなたを含めた苦胃の人類は ( ) 人 米単糸の場合は 11人1、皆等とは一緒に暮らしているひと。

一緒に基らしているひとの全てにOをつけて下さい ř

O. 426 カ. その他( あなたの配味者(策・光) 4. 他なたの兄弟辞録 無もいない (一人報もし) (配合物物の数を含む)

**問ち 子どもがいるという方にお願きします** 

①いない ②いる → 人間は ○ 1) 脚踏・脚手をの子どもはいますか

<

2) 辿っている先は(あてはまる全てに〇を)

7、 個質關一致問題 《、小学校 今、中学校 工、首校 才、進門学校 力、大学

の名を指導にはおり 5.579.0 888 か開行 (2中後 (開発中選を含む) 名称語・加名を 間の あなれの機能を開び

# あなたのお勧め先や雇用を中心にお知きします。

- 2子の他 (別りま人、一般状態は人など) **かなたの像く年間保証用の開発を保証** 「T公司会
- **当フルサイムは、正面表と目にかほぼ目に発音の影響、パートサイムは、別等型影響。 川正暦音 なつルタイムの非正常舞音 Sryートタイムの非正常舞音** 対抗体の関節を対け
- 問3 仕事に緊張した資格を何かお除ちですか、お終ちの資格の全てにOをつけてください。 1. 小学技能論 ク. 介護福祉士 ク. 幼稚園教諭 4. 社会報社士 2. 社会教育主義 2. 子の物( イ. 保険計 対格はもっていない オ. 中学・高校の数量

**988** - 4

# 114 旧等長としてのあなたの程数年数をお知きします。

新聞 G6ヶ月~1年業績 G1~3年条編 あ3~5年表	本の日の 10~15年末日 (2・15~20年末日 (8・20年日)
@6+A8M @	G 5~10 RAM G

報送せい

(8) 3~2 年美麗 2)他の宇宙保育所での指数も含む、指導員としての試労経験全体は 01~1489 報子がよりの

48400

**間をおな~引 (6)** 

0 10~15 年8届

報告をひ~5 回

**考なたは、藤茂良の物・女性を展開されなかのが物質をあるかが物像を含まましたことがありますか。** ②確認したことがあるが外寄はよく職解していない **いかいというながらが出来にている。 名誉師にたことがなくかがも間報にていない** ①展開したことがあり内容も提供している É

# 「非正規」職員の方のみにお聞きします。正職員の方は、次の問へ進んでください。 9 E

- 949 1) 1日の最後的数数は ①1年ごとの事業 ②1年より知い報報ごとの事故
- 2) 難いよの(他的事業されないこと)への不安はおりますか。

名言ったく不管はない 四年報酬 四条件与书籍目位 の参加に不管がある

いないないの事をいないない の単独している 2) 正算数への適用を寄り出していますか 4)状態の資本(100 万円・120 万円)を発露して、14分かる民族関係(労働等限の国際)をしています

のとくにしていない ①放業調整をしている

# おなたの数を力や減分についてお照きします。

※数を方については、とくにことわりがない限り、長期休暇(東・冬休み)時を除く、ふだん(平日、土曜日) の意味が行ういてお用えください。

- 11 労働等額についてお聞きします。おなたの1日の形式内別者を加と、1部型の形式内別者等数十れぞれ を教えてください。なお、周定内労働時間とは、英章を除いた労働時間です。
- 1)1日の所分内は ①4等組余数 ②4等組合 ①5等組合 ②6等組合
- **國家副集合了公司 國家副集份了公司 國家副集份了公司 國家副集份 (1) 对化加斯伯勒属1 (2)** 1日2 女に、みだんと複雑弁器等やれぞれの、1週間が実際な設備等数(展集を合む)を表えてくだがい。な

## 1) 小だ人の1 雑銭の実施の方面等別は

**予報を担け、少額やキーだる課題、参考と外は力能の生産を持つから、** 

田倉の1~20日間 ##### S 6 数官の一の日 0 45~40 時間 | 日の日本日本日 開催サー年の

# 2) 気器外間等の、1週回の実際の対象時間は

(B) 20~24 等階 (B) 25~29 等階 (B) 50 等階以上 0 20~23 単数 報金額金の ② 2 40~44 時間

80	あなたは、おたよりや日詰の作成業器を自宅に持ち得ったり、保護者からの相談をうけるなど、学業保	間2 職事で「人手不足」値はありますか、ふだんと各別体面的それぞれについて他えてください。	INVEYO.	42.424	MKENT!	VERESIVE	(者えてくださ)	4
	医薬児素・手術の石等児素の多種のことも、砂御に関わる石を作むのこれが考り終わせ、このでした。 おけんせん おかまにせん ほかつこ	13 ANA (1107)	DAYS & MICE O	タン くまじる	SUBSIDECT C		RECEMBER.	
		2) 699×899 DAY	Divotates o	タスペ 報じる	をご願いませむ く		いなり振りません	
ř	表面体限についてお回をします。昨年度(2003年度)の付与日数と実際の使用日数をお答えてださい。 また者を活躍して禁制するような問題や予選が着れば、あてはまる全とにOをつけてください。	間3 ここ数学の表示だが、あなたの数据を回ば着していますが、それとも表演されていますが、 の番している のとくに参考はない の数数をかたいる	24、あなたの指導発展: のよくに変を見ない	発展は難しているの数	SELTIVETA, 4	されとも程度さ	ATURE	
	1)的年度は( ) 日が付与され、そのうち ( ) 日を実際に復用した					1	9	200
	2)問題や予選 ア、他所無数はないと何われている 4、他学問院はあるがとりがらいる。他会かりも子を好けないを呼びる 14、その他()	日本・場合で行きできた後についておおこでかる。2017年の日本日内へアンドンを発展の後日から後期が入れ間とかかない。	W.C. Billion		20094112	TI CONTRACTOR	Z. R. C. B. D. S. B. S.	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N
				20.00	中の独立	幣車	やや不識品	水瀬田
g E	質会についてお聞きします。	の作権の対象・やりがい		-	O4	n	4	ю
	1) あなたの質をの質点い問題と金額をご問入ください。	2.死金		-	eu	8	4	0
	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	第本職権の200日本・図古事化の	1441	-	-14			ю
		名職員の配置状況、人員体制	_	-	04	0	4	ю
•	2)社会保証料や配合を表し引かれた。他月の平均的な平型リ難は(ボーナスのある月は数きます)	S研修、教育訓練・能力開発	_	-	ou	6	4	60
	ALC ( 74 FF)	SMAMOARMS, 21/25-5/27	- Ann	-	*	8	4	×
		(3) (金)・保護者をの職権	15	-	o4	n	4	ю
	3)等年(2013年)の年収益(数込み、ホーナスや諸手当のすべてを含みます)	(の施設・信用機製 (ハード語)		-	es.		4	10
	① 100 5月升集算 ② 100~149 5月9 ③ 156~199 5月9 ③ 500~249 5月9 ⑤ 250~299 7月9 ⑤ 550~299 7月9 ⑥ 450 7月日上	の職業生活会体	T	-	eu	0	4	ω
e E	あなたの生活は宝に何によっていますか、鎌 <u>盤するものを1つ</u> 減んでください。	間の 国際森の労働条件に対する、父母をあるいは事業と・使用者の国際は、次のどれにあてはまりますか。	6. XB91	第章1111章	12 - 9.11 80	DESETT, 300	PERIOREIT	RVRYD.
	①あなた自身の収入 立配所書の収入 ②子どもの収入 ③後の収入 当その他(	THE SECRETARY SERVICES	Wante.	Candida Prints	- "	CACAS C	Security Sec	170
E 3	治なたは雇用機能と社会(医療・報金)機能には加入していますか。							
	1) 展所価値には 「「加入している」 ご加入していない							
	2)社会保護は (国際の大の開発保護・関生年金 (区間報・顕現年金) (日本語の関係者者・2年年金 (日本語の自然者者・2年年金)	回了 学業保育の仕事をやめて、転載を考えることはありますか。 ボンつも ぶよくある 当かまにある 何とくにない	<ol> <li>・ 配数を考えること</li> <li>・ ②かまにある</li> </ol>	2.612.12.8 13.6 8	SAVETE.			
*	<ul><li>●原在の職場の状況や仕事上の負担、仕事に関する満足度や悩みなどについてお願きします。</li></ul>			TORVE.	1747558	<b>発音に、位義・告訟・複雑とが組みや、複雑などをご告告に対象をくだかに、</b>	317	
Ē	最近の保護者やその子どもにみられる状況について、あてはする全てにひをつけてください							
-	ア、黄原国際な金属者が最えている - イ・金属者に、質が不安定・信用等という問題が多い							
	<ol> <li>一人損労務が増えている</li> <li>エ、子どもの貧困の問題が生じている</li> </ol>							
	4. 育児不安や育児ストレスに包む金属者が増えている							
-	カ、倉井・キグレクトのケース(味わしいケースも含む)が増えている							
-	4、アレルギー型・酸がい気など物質のケアが必要な子どもが増えている							

Chin, American Convents.